

1. 平成30年第1回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成30年3月14日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	郡上偕楽園長	清水宗人
農林水産部長	下平典良	商工観光部長	福手均
建設部長	尾藤康春	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	乾松幸
消防長	桑原正明	郡上市民病院事務局長	古田年久

国保白鳥病院
事務局 長 藤 代 求

郡 上 市
代表監査委員 大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 岡 文 男

議会事務局
議会総務課 課 長 補 佐 加 藤 光 俊

議会事務局
議会総務課主査 武 藤 淳

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員各位には、それぞれ執務大変御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、15番 尾村忠雄君、17番 清水敏夫君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺友三君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序につきましては、あらかじめ抽せんにおいて決定をいたしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

◇ 三 島 一 貴 君

○議長（渡辺友三君） それでは、1番 三島一貴君の質問を許可いたします。

1番 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） 皆様、おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

こうやって一般質問をやらさせていただきまして、議員にならさせていただいて約2年ということですが、2度目の1番トップバッターとなりました。本定例会のトップバッターでございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

今まで、人口減少問題解決による質問を続けてまいりました。人口をふやす政策や人口減少による問題への取り組みなどを質問をさせていただきました。

なぜ人口減少が起きるのかは、今までこの質問の中で話をしてきましたので、本日はここでは割愛をさせていただきますが、私、最近なるべく読書をしようと思ひまして、いろいろ勉強をするた

めに本を買っております。大変興味のあるような本がありまして、「未来の年表」という本がございました。本当にこの将来この日本がどうなっていくのだということが書いてありました。今このままの状況であつたら、この2042年とかどうなるんだろうと、先の話が書いてありましたが、本当にこの本を読んでおりましたら、物すごく心配になってまいりました。このままでいきますと、日本は本当にどうなるんだろう。10年後、20年後ではなく50年後、例えば、私にも子どもがおりますが、その子どもが大きくなったときに、この世の中はどうなっていくんだろうと大変不安になってまいりました。

そのためには、本当に早くいろいろな施策を行って人口をふやすことをやっていかないと、本当にこの日本はなくなってしまうのではないだろうというような不安になりました。

そんなことを思って、きょうは、この強い思いを持って一般質問をさせていただきたいと思いません。

人口が減少するならば、ふやすことを考えないといけないと思います。もちろん劇的に人口をふやすことは、今の世の中難しいかもしれませんが、ふやすことを考えなければ、ふえることはないですし、ふやすことを考えなければ減る減少スピードも緩めることが不可能だと考えております。

きょうはお手元に資料を配らせていただきましたが、一つ大きなパネルをつくってまいりましたが、今の人口の推移と見通しということでありまして、2008年、このときが日本の人口のピークだと言われているそうです。例えば、2050年には1億人を切り約9,708万人まで減少すると言われているそうです。

この表を見ると、この人口は1965年、過去にさかのぼると、1965年の約9,828万人、ここに近い規模だそうです。これを見ると、単に昔の人口規模に戻るだけ。そう考えると、特段問題のないようにも思えます。しかしながら、実際は、同じ1億人弱でも1965年と2050年では大きく中身が違うそうです。中身とは、年齢構成で1965年の65歳以上の割合は6.3%、それに対して2050年は38.8%と割合が6倍以上にふえるそうです。

人口減少による問題は、まず第一に若い世代が減るということは、自分で稼ぎ、消費する世代が薄くなるということですから、物やサービスが売れなくなる。その上人手不足から物やサービスが生み出せなく、生産力の低下につながる。そして、経済成長を低下させるということです。

そこからの影響は大変多く、少子化につながる原因が発生します。この状況を解決するには、真剣に人口減少問題に取り組み、長期的施策を考えなければならないと私は考えます。

本定例会でも30年度の予算の審議もさせていただきました。予算委員会の中で平成30年度の予算については、いろいろと話も聞きましたが、そのあたりをまた本日この一般質問でかぶるかもしれませんが、通告をさせてもらっていますので、質問させていただきたいと思いますが、本市としては、どのように今後取り組んでいくのかをこの場で質問させていただきたいと思いません。

この質問は、大変幅広い質問ですので、少しこちらから指定させていただきたいと思いますが、地方創生関係の市長公室、子育て関係で健康福祉部、商工関係で商工観光部と、主な施策とそのこととどのような目標を立てているのか質問をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、1番 三島一貴君の質問に答弁を求めます。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、三島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

では、最初に私のほうから、人口減少対策に向けた地方創生関連事業の取り組みであります2つのプロジェクト、郡上カンパニーと、それから、郡上藩江戸蔵屋敷について説明をさせていただきます。

まず、郡上カンパニーは、これからの地域づくりに欠かせない多様な人材の確保について、移住と、それから、起業をセットにして戦略的に事業を展開しています。また、郡上を応援する関係人口の囲い込みについても積極的に取り組んでいます。

郡上カンパニーの目標値につきましては、この取り組みにより移住人口を3年後の平成32年度に合計で40世帯、60人として設定をいたしました。また、このカンパニーの第3期生、期間は平成32年度から平成34年度までになりますが、この期間が終了する翌年の平成35年度におきまして全てのプロジェクト、これ30プロジェクトになりますが、これが全部起業したと仮定した場合における経済効果として最大で3億7,500万円、これ30プロジェクト掛ける年商1,250万円で計算をしておりますが、この額を見込んでおります。それから、新規雇用については、これも最大になりますが、郡上カンパニーのプロジェクトに参加される本人を含めて42名を目標としました。

それから、郡上藩江戸蔵屋敷につきましては、平成29年度の取り組みを通して郡上という土地に本当に高い関心を示してくれる都市住民の方が確実にふえているという実感をしています。平成30年度は引き続き郡上の歴史や文化、暮らしに焦点を当てた連続講座を開催するほか、森ビル株式会社が所有する六本木ヒルズけやき坂コンプレックスの屋上庭園で農業体験イベントを開催いたします。この参加者にも効果的に郡上の魅力を伝え、郡上に興味を持つ人、それから、郡上に行ってみたいと思う人をふやしていきたいと考えております。

連続講座とこの農業体験イベントにおける平成30年度の参加者は、全7回合計9日間で延べ580人を見込みました。この参加者の皆さんに向けても関係人口に一人でも多くつながっていくような誘導を図っていきたいというふうに考えております。

人口減少対策となる移住・定住の推進については、地方創生の重点的な取り組みとして今後も積極的に進めていきますが、国土という大きな枠組みで考えた場合、都市に住むか、それから、地方に住むかという二項対立だけではなくて、郡上のような特色ある地域に継続的に思いを寄せて、かかわることに価値を見出す人、そういう人もふやしていくということも大切になってくるというふうに思っておりますので、今後は、こうした関係人口の獲得を意識した政策づくりについてもよ

り積極的に進めていく必要があるというふうに考えています。

私からは以上です。

○議長（渡辺友三君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） では、健康福祉部より、子育て施策についてお話をしたいと思います。

まず、市のほうでは日本一住みたいまち、子育てしやすいまちの実現を目指しまして、平成27年度から5カ年の計画期間とする子ども・子育て支援事業計画に基づいた取り組みを進めております。その中には、各施策の目標等を掲げておりますが、この中で子ども・子育て支援策のさらなる充実を図るために、30年度予算におきましては、まずは、子育て中の保護者の方の経済的負担の軽減というのは大変重要なところになるかと思えます。また、子どもを安心してやっぱり生み育てていただける、そのための切れ目のない支援を推進するための予算を計上させていただいております。

具体的なところを御紹介させていただきますが、まず、1つ目が、市独自の事業であるがんばれ子育て応援事業です。この事業は、少子化が進んでいる郡上市にあって、安心して子どもさんを生んでいただくための経済的な支援といたしまして、第3子以降の子どもさんを出産した保護者に対して小学校入学までの6年間、郡上市共通商品券を毎年10万円を給付しておりまして、平成25年度から始めた事業であります。平成30年度が一つの節目となります。

目標といたしましては、出生数に対する第3子以降の出生の割合を20%維持を指標として事業を展開していきたいと考えておりますし、また、2つ目の赤ちゃんの駅の整備事業でございます。この事業は、乳幼児を連れた家族の外出を支援するために、授乳とか、おむつ交換の機能を公共施設を中心に整備するものでして、平成28年度では郡上八幡駅、市役所の本庁舎、旧庁舎の記念館など計7カ所に整備しました。平成29年度では、市の総合文化センター、あと白鳥と大和の2つの振興事務所に整備しまして、平成30年度では、残る市内の4つの振興事務所の中で整備する計画です。

このことにより市役所関係7庁舎全て整備されることとなりますが、今後は、この公共施設の整備のほかに、民間施設への普及でありますとか、登録店舗の登録に努めていきたいと考えております。

3つ目が、保育園、幼稚園の保育料の軽減になります。この軽減措置は、保育園や幼稚園を利用されます保護者の方の負担を軽減する目的ですが、平成27年度から国が示すその標準の保育料から利用所負担割をおおむね6割から4割に市独自で引き下げております。来年度もこのようなことは継続していきたいと考えておりますし、また、今後は、国のその動向を注視しながら、保育料の無償化も視野に入れながら検討していきたいと考えております。

4つ目が、小児に係る予防接種の拡大です。インフルエンザの罹患につきましては、一番罹患率が5歳から14歳というところが高いということから、発症と重症化予防、また、蔓延予防の

ために任意接種ではございますが、小児インフルエンザ予防接種の助成対象を現行の小学校6年生までを中学3年生まで拡大をいたします。

このほか、高校生等の医療費助成については、これにつきましても子育て支援の一環として自己負担分を商品券で支給しておりますし、これにつきましても子育て世代の支援として有効な事業であると考えておりますので、財政的に認められる限り継続していきたいと考えております。

また、母親の就労増加というようなところがあります。こういう中で、保育園の未満児の入園とか、放課後児童クラブの利用がやっぱり増加してきておりますので、働きながらも安心して子育てができるように延長保育、一時預かり保育、病児・病後児保育の継続でありますとか、また、放課後児童クラブの充実を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 私のほうからは、商工課の担当分野ということでお答えいたします。

商工観光部商工課の担当分野の施策としましては、商工業を活発にして、生産力や消費力を向上させるとともに、市民の所得を上げるということを目指しております。

そこで、平成30年度の商工課の重点施策としまして、産業支援センターの開設、そして、雇用対策、また、企業誘致、この3本柱を掲げております。産業支援センターにつきましては、既に予算特別委員会等で御説明しておりますけれども、市の産業振興の拠点として、この4月から、来月から開設をいたします。このセンターでさまざまな問い合わせにお答えし、また、かつここから、新しい産業振興策を生み出せるように、初めての試みでありますけれども、しっかりと機能させてまいりたいと思います。

続いて、昨今の厳しい人手不足であります。雇用対策も極めて大切な分野であります。これまで企業に交付していた奨励金を個人に交付するように変えること、そしてまた、家賃補助も個人の方に対して継続させていただきます。また、こういうことで、少しでも市内企業への労働力の確保を進めてまいりたいと思います。

また、小中学生、あるいは先生にも市内企業を見て、知っていただいて、そして、将来のUターンにつなげる、そういった事業も継続してまいります。

最後に、企業誘致でございますけれども、大島工業団地の整備を初めとしまして、そのほか個別に今幾つか進行しておりますけれども、こういった企業誘致をぜひとも成功させたいというふうに思います。

このことで市内の雇用の拡大と、長い目で見て、企業からの税収の確保、これをねらった事業でございます。産業支援センター、そして、雇用対策、また、企業誘致、この3つは、市の未来への投資でもありますので、積極的に推進してまいりたいということでございます。

最後になりますが、こういった商工分野での目標数値としまして、商工も含めた産業全体での就業者数というのを設定しております。労働者の数でございます。これは、郡上市のまち・ひと・しごと創生の総合戦略の中でも掲げております市内の事業所の就業者数の合計ですけれども、平成31年度に2万人の維持、2万人というのを掲げてございます。

少し背景をお話しますと、この就業者数の統計は、毎回の国勢調査で統計出てきますけれども、平成17年度では2万3,161人ございました。そして、10年後の27年度には2万1,501人と、10年間で1,660人減っております。ですので、もしもこのペースで減り続けますと、32年度には2万人当然切ってまいりますけれども、それをさまざまな産業振興の施策の相乗効果を持ちまして、それを31年度2万人の維持でとどめたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(1番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 三島一貴君。

○1番(三島一貴君) 細かい答弁をありがとうございました。

この人口減少問題の解決ということで、このような施策を取り組んでいただくこと、しっかりとお願いをしたいと思います。こういった施策には2つありまして、最初に話しました長期的施策も必要だということでもありますけど、いわゆる短期的な施策と長期的施策、今、質問させていただきました地方創生、商工関係というものは、短期的な施策だと思っておるんです。やはり移住促進やらUIJターンということで、やはり市内に住んでいない方を呼び込むという施策は短期施策だと思っております。なぜかと言いますと、やはり将来人口が減るのは郡上市だけではないんですよ。日本全国で人が減りますので、この先、このような移住施策というのは、いつか頭打ちが来るときが来ると思います。しかしながら、今取り組むべきことは、やはりこれは大事なことでありますので、短期的施策としていただいて、しっかりとこの郡上市に人を呼び込んで、郡上市の人口がふえることをしていただきたいとは思っています。

そして、長期的施策として、一番はやはりこの子育て関係の健康福祉だと思っておるんですけど、やはり人口をふやすイコール、やはり子どもがふえていくというのが一つだと思う、それだけだと思っておりますので、ぜひこれは長期的施策としていただいて、きょう今答弁いただきました内容をしっかりとしていただいて、やっていただければ、子どもを生きやすい環境になれば子どもを生んで、そうすれば、人口が必ずとふえていくということでもあります。

最初に話しましたが、ふやすことを考えなければふえないですし、こうやって人口は減少していくのは、正直もう決まっておるといえるか、もうそういったものでありますけど、そのスピードを緩めるのも、ふやすことを考えなければ必ず緩められないと思っております。

毎年毎年、この施策は検証していただいて、その目標値をしっかりと立てていただいて、やらない

ければわかりませんが、それを高目でもいいもんですから、ふえるように設定をしていただいて、そして、しっかり検証していただいて、続けていただけるようにして、この郡上市において、日本全体において人口をふやしていくということにしていただければ、また明るい未来があるのではないかと思いますので、また、引き続きこういった人口減少問題のことについては質問させていただきながらやっていきたいと思っておりますので、また、よろしく願いいたします。

1つ目の質問は、これぐらいにさせていただきまして、2つ目の質問に入りたいと思っております。

2つ目の質問は、人口減少問題ではなく、私、白鳥地域出身の議員でございますので、ちょっと地域のことの質問をさせていただきたいと思っております。

白鳥地域では、体育施設の利用が大変活発だと聞いております。白鳥には体育館は、白鳥体育館、白鳥第2体育館があつて、その他、各小中学校の体育館があつて、市民の方が使用しております。

この体育館の利用が、大変多いと聞いております。多いもんですから、毎年2月に調整会議というものを行いまして、利用者によるお互いの相談の場を設けられ、1年間の利用の予定を調整していると聞きました。

ここで調整すると、その後、途中で新しい方がちょっと体育館使いたいなどと言ってもなかなか使えないというのが現実だそうです。利用者の中で相談をされて使っているということはお聞きしておりますが、それぐらい白鳥の地域では体育館の利用が大変活発だと聞いております。

今回は、この利用の多い体育施設で、白鳥体育館、白鳥第二体育館、この2つについて質問させていただきます。

白鳥体育館は昭和50年度、白鳥第二体育館は昭和44年度に建設されたと聞きました。両施設とも構造耐震性はなしと聞いております。そして、耐用年数も白鳥体育館はあと3年ほど、白鳥第二体育館は16年ほど経過しているとも聞きました。

そして、両施設とも体育館でありながら、指定緊急避難場所、指定避難所、一時避難所の指定はされておられません。白鳥体育館においては、長良川沿いの堤防にあり、河川氾濫の場合に危険が生じるという可能性もあると思っております。

今後、この施設をどのようにしていくのか。耐震工事をするのか、もしくは、建てかえるのか。本市としての考えを教えてください。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、三島一貴君の質問に答弁を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、お答えをさせていただきたいと思っております。

施設といたしましては、御質問のとおり、白鳥の体育館が昭和50年に鉄筋コンクリート造で建築をいたしまして、ことしで43年が経過でございます。それから、白鳥第二体育館は、昭和44年に鉄骨造で、これは郡上北高等学校の体育館として建築し、昭和54年に体育館のみが岐阜県から払い下

げられたということでございます。

なお、この耐用年数と申しますか、これを税法上の耐用年数でございましたり、あるいは補助金の適化法によります耐用年数といったものはございますが、鉄筋コンクリート造の体育館の場合は47年、鉄骨造の体育館につきましては34年というふうになっておりますので、議員の御指摘のとおり、白鳥の体育館については、あと3年ほどでその耐用年数を迎える、それから、白鳥第二体育館につきましては、既に16年を経過をしておるといような状況でございます。

この耐用年数が経過をいたしましたので、直ちに使えないというわけではございませんが、平成27年に実施いたしました耐震診断では、白鳥体育館がI s 値0.277、これは、それぞれX方向ですとかY方向、それから、何階建てといったようなことで、それぞれ数値が違いますが、一番最低の数値を示して危険を判断するというものでございますが、白鳥第二体育館につきましてはI s 値0.396という数値になっておりまして、これは学校建設のときにも御説明させていただきました文科省が定めます学校等の施設の基準値はI s 値0.7でございますので、これは大きく下回っておるといことでございます。現在は、施設の利用上の注意として施設の壁にI s 値を掲示しまして、利用者に地震発生時、あるいは地震が発生するおそれがあるといような場合には使用しない、あるいはすぐに避難をしていただくといようなことで周知しております。

耐震診断時の耐震補強の概算の見積もりでございますが、白鳥体育館につきましては3億1,800万円、白鳥の第二体育館につきましては1億660万円という金額が示されておりますが、ただし、これは仮に白鳥体育館でこの耐震補強工事を行ったと想定をいたしますと、天井高が現在よりも低くなるという、かなり低くなるということで、利用をしておりますスポーツの種目、特に今想定されますのは、バレーボール等につきましては、耐震工事を行った場合には、その利用が制限と申しますか、うまく、バレーボールなんかはちょっと支障があるのではないかといようなことを思っております。

また、工事期間中の代替となります施設への利用調整といようなものもかなり難しいものがあるかなといようなことを把握しております。

それから、平成28年度の市長と語ろうふれあい懇談会におきましては、白鳥体育館白鳥格技場、それから、白鳥第二体育館を閉鎖をして、大規模な総合体育館を建築し、体育施設の一極集中化を図り、岐阜県が目指している単なるスポーツをする場といことだけではなくて、世界に通じるアスリートやチームを輩出し、多くの人々が集まるスポーツの聖地としてほしいといような御意見もございましたが、郡上市全体の体育施設を今後の利用者の動向から整理をいたしまして、財政面からの見通しがございますが、一つの方向性を出していきたいといふうになっております。

ちょうど今、公共施設の総合管理計画といようなもの、個別の案件につきまして検討をしておりますが、こちらのほうも踏まえる中でやっていきたいと。それまでは、有効に、既存の施設を

維持しながら有効に活用していきたいというふうに考えております。

なお、議員の御指摘のとおり、こういう施設を整備いたします場合に、やはり大きい、非常に大きい空間でございますので、避難所の利用というのが想定されるわけですが、今、御指摘のとおり、あの場所にもう一度建てかえる、あるいは補強をするということになった場合に、やはり避難所の指定というのは難しいのではないかと。この安全という面からも一つ考慮させていただいて、総合的に考えていきたいということを考えております。

(1 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） ありがとうございます。白鳥体育館におきましては、本当に市民の利用が大変あるようでございます。夜なんて、もう毎日使用があつて、平成28年度は利用者人数でいくと2万2,166人と、白鳥第二体育館においても1万2,038人と、本当に夜、毎日使われているようでございます。

ですし、聞いてまいりましたら、白鳥体育館においては、白鳥小学校がクラブ活動で夕方6時間目に使われたりとか、第二鳥体に限っては、白鳥中学校が、白鳥中学校の体育館もありますが、中学生が体育の授業でその第二鳥体に乗って授業をやると聞いております。

教育次長の答弁の中に掲示物をとという話がありました。これちょっとあえてパネルにはしなかったんですが、こんなような掲示物が張ってあるんですね。「地震が発生したら、直ちに避難してください」。市民がこれだけ活用している施設であつて、その上、中学生、小学生が授業の一環で使っている施設の中で、地震が来たら避難してください。子どもたちは、市民の方々は、体育館、避難所ではありませんけど、体育館というのはまず安心しておると思うんです、普通の流れでいけば。その中で、これを張っておつて、これでいいのかというのは僕の不安です。やはり地震が来たら避難してください。この掲示物を張って、僕が思うには、何年たっているんだろうと。僕の記憶の中ではもう二、三年はもうこれ張ってあると思うんです。それをこのままにしておつて、これだけ利用の高い施設に市民が安心して使えないというのは、大変まずいのではないのかなと思います。

そして、その中で、ちょっといろいろと調べさせていただきましたら、もちろん、その白鳥には、白鳥体育館、先ほど避難所指定されておられませんということでありました。これもちょっと一般質問の前に総務課へ行ってお話を聞いてまいりましたが、この白鳥地域においては、建物の避難所がふれあい創造館しかないんです。白鳥町白鳥の人口は約2,200人ほどみえます。指定緊急避難場になっているのは、白鳥ふれあい創造館、その収容可能人数が394人、白鳥の白鳥町白鳥というのは、ものすごい人口の密接地域なんです。そこでもし何かあつたときに、災害があつたときに、避難してくださいって言ったときに、屋内の避難場がないんですよね。話を聞きましたら、もちろんそれは、為真地域へ行つてもという話はされましたけど、でもこういった指定避難場の周知してあ

るのに、白鳥、その中に白鳥ふれあい創造館は、白鳥だけじゃなくて、越佐地域、向小駄良地域も白鳥ふれあい創造館に来てください。

大きな災害があったときに、全てがその建物の中に避難ができないんですよね。そういったことで、こういった体育館もあるんですが、そういったことで大変市民にとっては不安な材料だと思っておるんです。そのあたりはどうですか。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） ただいまの御質問でございますが、私どももこの施設、耐震の基準を満たしておりませんよという掲示物を張っただけで、それでよしとするということは本当に思っておりません。

一つ申し上げますと、30年度の予算の案のほうでも計上させていただきました。実は、五町社会体育施設と申しますのは、やはり同じように耐震基準を満たさずに、その場合に、このときに2つ検討をいたしました。休止をしまして、使用を休止をしまして、その耐震を施す、あるいは例えば、建てかえるという選択肢もあろうかと思いますが、それまで休止をするというような選択肢も考えましたけれども、それでは全くありながら、市民の方、いろんな方が使えないというようなことがございまして、本当にこちらとしては不安な一面もございましたが、ただいま申し上げましたように、地震ですとかが頻発しておる、あるいはその予想がされるといったようなときには使わないといったようなことで、そこは十分注意して使っていただきたいと。当然、その注意喚起をしておりますけれども、もし万が一、発生をいたしまして、何かありましたときには、これは当然、市のほうとしての責任がそういう喚起をいたしましたからといったことで逃れるというものではないというふうに感じております。

それで、御案内のとおり、五町の体育館につきましては、あそこはやはり耐震がございませんでしたので、一時避難所です。一時になっておりましたが、今回、耐震を施させていただければ、恐らく指定の避難所にできるのではないかと。また、御存じのとおり、五町地区も非常に人口が密集しておる中で、現在ございます屋根のついた避難所と申しますのが、八幡の第二公民館だけでございました。あそこでは、やっぱり当然、その人数が足りないというような総合的な判断のもとに、避難所としての確保、それから、地区のスポーツ、それから、特殊な要因では体操クラブのといったようなことの3つを合わせまして耐震補強プラス増築という判断をさせていただいたということでございます。

ですから、白鳥の地域のこの体育館につきましても、そういったような総合的な判断をさせていただいて、どういうふうに持っていくかというようなこともございます。

それから、以前の一般質問のほうでも一度御提案がございましたのは、体育施設そうろうということではなくて、いわゆる大和の総合センターのような、いわゆる文化施設、いわゆるホール的な

機能も持った、そういったようなものもどうかといったようなことを一般質問のほうで御提案をいただいたようなものもございますので、その点も踏まえながら、あそこも白鳥の文化ホールという、これも大変耐震の問題はございませんが、施設自体は老朽化しておるといったようなことで、そのところは総合的に判断をさせていただいて、方向を定めていきたいというふうに考えております。

(1 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） ありがとうございます。本当に、市民が安心して安全に暮らせる環境をつくっていただかないといけないと思っております。

白鳥地域におきましても、今ちょうど大きな高速道路の工事が終了間近に迫っておりまして、工事事務所を一つ解体するとか、また、古くなっている教職員住宅等もあって、また、そういったことを解体をしていけば、また、いろんな大きな敷地ができてくると思いますし、そういったことを総合的に考えていただきまして、体育施設ということももちろん、避難所のこともちろんでありますので、そういったことをしっかりと見ていただいて、早急にこれは取り組んでいただきたいということをお願いをしたいと思えます。

そして、先日、フットボールチームが郡上市にでき上がりました。その方の、その関係者の方とお話をしてまいりました。聞きますと、選手の方は、だいたい白鳥の地域の方が多くて、もちろん総合的にサポートしているのが白鳥に来た大きな会社でございまして、選手も白鳥の地域の方が多いそうです。フットボールチームですごい何か強くていいところまで行って、すごく有名になれるところまで来ていると。

話を聞いておりましたら、そのチームの選手たちは、各個人個人がよそのチームにおるんですって。その方々を寄せ集めてつくったのが今のチームらしくて、個人個人は、各自分のチームで練習しておって、まだ、今のつくったチームでの総合的な練習を、今の体育施設の問題があってできていないと。それは、大和の体育館を使用して練習ができるように動いていただいたということであれしく思っておりますけど、これがしっかりと練習をすれば、物すごいいい成績を残して、プロのフットサルチームになれるということを聞いております。

先ほど言ったように、白鳥の地域の人が多いんですって。会社も白鳥にもあつたりとかして、やっぱりスポーツの選手の練習は、大和ですと、仕事が終わって白鳥から車に乗って、白鳥からあそこの体育館までだったら15分から20分かかるんですが、行って練習をして帰ると。しかしながら、白鳥でしっかり練習できれば、そしたら、体育館までランニングしてトレーニングしがてら行くとか、自転車に乗って行くとか、そういった形でのできるものですから、ぜひ白鳥で行動したいということをお話を聞いてまいりました。

そういった面で、このフットサルチームが有名になれば、また、郡上のプロチームということで、

すごくまた郡上の活性化にもなると思いますので、そういったこともしっかりと考えていただいて、この体育施設、白鳥地域における体育施設を真剣に、早期に取り組んでいただきたいと思います。

また、ちょっとこのフットサルのチームのことも御存じだと思いますが、そのあたり含めてひとつ教えていただけますか。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） こちらのほうは、市内の企業さんのほうで、私ども非常に理想的だなと思いますのは、その企業のほうでスポーツチームをお世話をさせていただくということは、非常にありがたいことございまして、その社長さんのほうからも、やはりその練習場がと申しますのは、フットサルというのが、室内サッカーということですので、どうしても室内の中でボールを蹴るといことになりますと、例えば、体育館にあるスピーカーに当たったりとか、それから、そのほかの、通常、体育館の中には、あまりそういう突起物なんかはございませんけど、それでもやはり壁なんか非常に強く当たると。バレーボールなんかのまた打つとは違うといったようなことで、その練習場探しに非常に苦慮をしておるというようなことございまして。

白鳥の第二体育館でもたしかフットサルのほうの使用の記録がございましたけれども、やはり一番理想的なのは、もう少し広いところでできないかといったようなことございまして、今申し上げましたとおり、大和の総合センターのほうなんかは理想的なだけけれども、結局、室内のものの壁に直接当たったりとかというようなことをお聞きしましたので、それを解消するために防球ネットをよくステージの前なんかには防球ネットありますが、それを壁側とか後ろ、四角に囲んでしまいますと、十分それができるというお話を伺いましたので、今度の30年度の予算案のところではそういうことを計上させていただいたということで、ぜひその企業の他の企業の方でもそういうチームをとったような思いがもしございましたら、できるだけ御相談にお答えして、そういう環境を整えていきたいというふうに思っております。

（1番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） ありがとうございます。本当に地域のために、地域を盛り上げるために、こういったチームも、スポーツチームができていんだなと思いますので、そのあたりも考慮していただいて、くどいようですけど、この白鳥の体育施設においては、早期的な解決で取り組んでいただきたいなと思ひまして、お願いをいたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、三島一貴君の質問を終了いたします。

◇ 上 田 謙 市 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、13番 上田謙市君の質問を許可いたします。

13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、「観光立市郡上」に向けた施策の推進について4点ほどお尋ねをいたします。

まず、初めに、観光立市郡上推進本部の事業展開と今後の展望についてお聞きします。

昨年3月の定例会において、観光立市を目指すということはどういうことなのかという同僚議員の質問に対し、市長は次のように答えられております。

「みんなで郡上の光を観ていきましょう」。この観すというのは観光の「観」を「しめす」と読ませているわけですが、みんなで郡上の光を観ていきましょうよということは、それぞれ福祉の充実であったり、基盤の整備であったり、あるいは安全という問題、そういうことも含め、そして、産業で言えば、農林業であれ、製造業であれ、サービス業であれ、そういうものがきらりと光る地域づくりをすることによって、住んでいる人も幸せだし、そして、そんないいところへは遠くからも人は来てくれるだろうという、そういう地域づくりを改めてみんなでいきましょうよと、そういう意味合いでございますと、市長は答えられております。

これは、孔子の論語にある「近き者喜び、遠き者来る」ということだと思いますけれども、実にわかりやすい理解できる内容表現であるというふうに思っております。

そして、昨年5月に日置市長のそうした理念を具現化するために、庁内の組織、観光立市郡上推進本部が設置をされました。青木副市長を本部長に、組織が縦割りとならないように、庁内を横断する体制がとられておりまして、推進本部では観光立市を目指して闊達な話し合いが進められていると聞いておりますが、この推進本部における事業展開などの取り組みの現状と本部機能のさらなる向上のための課題や展望はどのようなものであるか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、上田謙市君の質問に答弁を求めます。

副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） それでは、お答えをしたいと思います。まず、観光立市推進本部についての政策推進に当たる基本的な考え方からお答えをしたいと思います。

目標についてですけれども、郡上の自然、それから、歴史、あるいは教育や文化、さらにその産業、そして、暮らし、福祉、こういったものの郡上が持っている価値、これを生かして高める、それから、広める。こういったことを通して、郡上を訪れたい、あるいは住んでみたい、そして、住み続けたい、こうした魅力あるふるさとづくりをするということを目指して考えております。

取り組みについてですけれども、その目標の実現のためには、行政の各部局が横の連携をしていくということ。それから、市民の皆さん、それから、議会の皆さん、そして、行政の連携、あるい

はいろいろな組織や団体、そして、郡上を愛する人、こうした人たちの連携と協力によって進めていくという、いわば協働という考え方を取り組み方の基本的な考え方としております。

そこで、この考え方に基づいて、観光立市の政策推進として3つの政策目標を掲げております。これは、狭い意味の観光ということになるかと思えますけれども、1つ目の目標としては、郡上の人、それから、自然、文化を生かした仕事の創出と観光等の商品をつくることです。例えば、自然や歴史、文化などの郡上の持っている観光資源、そのデータベース化や、それを生かしたモデルとしての観光商品づくりを上げることができます。

それから、2つ目の目標としては、郡上を訪れたい、そして、住み続けたいと感じられる環境や体制を整備すること。例えば、移動しやすい交通ネットワークづくり、あるいは魅力のある宿泊施設の整備、そして、人に優しく安心できる施設の整備などを上げることができると思えます。

3つ目の目標としては、観光を中心とした郡上の地域経営を担う人を育てることと、組織をつくること。これは、郡上学ですとか観光塾、また、観光連盟と行政との連携、そして、郡上ファンのデータベースづくりといったものを上げることができると思えます。

この政策目標について、今年度取り組んでいることですか、それから、その現状を踏まえて今後取り組もうとしていることについて、引き続いてお答えをしたいと思います。それぞれの目標ごとにお答えをしていきます。

まず、仕事の創出や商品づくりについては、これまでにつくられておりました観光情報の整理とデータベースづくりに着手をしております。

それから、郡上藩江戸蔵屋敷も使った首都圏での郡上の暮らしの紹介ということも進めておりますし、国内外への観光プロモーションといったことについても進めているところです。

そこで、30年度以降になります。観光立市の推進本部と観光連盟とが協力をして、観光資源のデータベース化とモデル商品づくりを行って、観光に携わる人、それから、案内とかサービスといった施設に対して情報提供ができる体制づくりを進めていきたいと思っておりますし、2つ目には、教育委員会のスポーツ振興課、それから、商工観光部、そして、観光連盟が連携をして、スポーツ大会や合宿を誘致するためのプロモーション活動、それから、優遇策を講じることによって、スポーツ合宿村郡上の知名度を少しでも高めていきたいというふうに思っております。

それから、2つ目の環境や体制の整備についてですけれども、宿泊施設の整備を支援することによって、魅力を高める取り組みを始めてきました。それから、赤ちゃんの駅ですとか、それから、2次交通対策を始めるということによって、できるだけ快適性を高めたいというふうな取り組みを現在進めておりますが、30年度以降の展開例としては、観光連盟、それから、商工観光部が連携をして、さまざまな宿泊の要望、希望に応えることができるように、魅力と特色のある宿泊施設づくりのために支援を続けていきたいというふうに思っております。

また、2つ目に、そのスポーツ施設の予約システムや、それから、観光情報の検索など、できるだけ便利で使いやすい情報の環境の整備をしていきたいと思っております。

それから、トイレの改修ですとか、わかりやすい表示、これは外国語対応も含まれますが、人に優しい設備の整備も進めていきたいと。

それから、3点目の目標である地域経営を担う組織と人づくりにかかわってですけれども、現在、郡上学ですとか観光塾、あるいはツェルマットの視察等を通じて郡上の魅力の再認識、それから、今後の観光のあり方を学んできております。

さらに、郡上カンパニーですとか、江戸蔵屋敷といった取り組みを通じて、郡上にかかわる人の結びつきができたというふうに捉えております。

そこで、30年度以降の展開ですが、法人化をする観光連盟と、それから、観光立市推進本部との連携、それから、スポーツコミッション、こういったものの体制づくりを進めていきます。

2つ目としては、郡上人会、それから、郡上を愛する人々など、郡上ファンのデータベース化をして、郡上にかかわる人のネットワークづくり、そういったものの基礎をつくっていききたいというふうに思っております。

これ以外に、現在、その推進本部でさまざまな調整によって行ってきた事業を少し紹介をさせていただきますと、郡上の水の魅力を、東京都、これは港区が中心ですが、積極的に発信をするという取り組みを行ってきました。それによって、特に、港区からは、災害時の備蓄飲料水として活用をするということについて、大変高い関心を示していただきました。

それから、もう一つは、郡上民泊推進協議会と、郡上・田舎の学校における組織の最適化と今後のあり方について話し合いを進めてきましたが、結果として2つの組織を統合をして、郡上市全体の観光ツーリズムを担う新たな組織、これは法人化を目指しておりますが、その設立について動き出しました。

それから、もう一点ですけれども、昨年6月に経済産業省が進めておりますIoT推進ラボ、郡上IoT推進ラボとして申請を行いました。8月に認定を受けることができましたので、平成30年度から産業用のドローンスクールですとか、あるいは、IoTの人材育成などの取り組みを進めるということができると思います。

今、幾つかお話をさせていただきましたけれども、これを今後さらにより効果的に進めるための取り組み方として、平成29年度は観光立市郡上の考え方の整理ですとか、大きな意味での方向性を協議をしてまいりましたけれども、率直に言って、施策の実施については十分だったとは言い切れないところがあります。

そこで、平成30年度は、観光立市郡上の中心的な分野である観光、それから、商業の分野の体制の強化を図っていききたいと。具体的には、組織の中で副本部長に商工観光部長を加えます。そして、

推進本部内の事務局体制をより強化するために、市長公室並びに商工観光部による観光立市郡上推進プロジェクト会議を設けて、施策の実施に向けてより機動性を高めていきたいというふうに思っております。

また、重要課題について、その政策の検討ですとか、それから、政策の立案をより専門的に行うという、そういう意味で市長公室内に新たに政策推進課を設けます。そして、関係する部署と連携・強化を図りながら、取り組みの実効性をより高めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 福祉ということをキーワードに、まさに総合施策といいますか、総合政策をもって観光立市郡上を目指して、特に観光立市郡上推進本部が中心となって取り組んでみえるという内容をお聞かせいただきました。

1番議員の質問にもありましたけれども、目指すところは、やはり人口減少をいかにして歯どめをかけて抑制をするかということの1点にかかっているんだというふうに思っております。どうか今後とも立ち上がったこの観光立市郡上推進本部を中心に、そうした大きな目標に向かって進んでいただくことをお願いをいたします。

次に、ただいまも出てまいりましたけれども、宿泊施設の充実に向けた市の取り組みと市外業者のホテル建設についてお尋ねをいたします。

国や岐阜県のインバウンド施策の効果もあって、市内には国内の観光客に加え、海外からの観光客も増加する傾向にあります。

新聞報道によりますと、昨年の岐阜県への訪れていただいた外国人宿泊客は、速報値ではありますが、6年ぶりに減少はしたものの93万人であったということでもあります。そして、県内の観光地は、体験型への転換を目指して県は新年度に匠の技体験ツアーを推進するなど、新たな魅力づくりを急いでいるということでもあります。こうした流れは、観光立市郡上を目指す郡上市にとっても心強い追い風になると考えております。

さて、本年2月に改定をされた郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略には、観光産業の振興策として、官民が連携した市内宿泊施設の充実と活用促進が明記されております。宿泊施設の整備充実は、重要な課題ではありますが、無秩序な拡充は既存業者への影響が懸念されるところでもあります。

そこで質問ですが、大規模な改修が予定をされておる積翠園における既存の民間宿泊施設との共存共栄等、経営方針はどのようなものであるか。そして、本年度から始まった民間宿泊施設の改修等支援事業、初年度でありますので、今、そのことを早計に評価するということは困難かと思っております。

ども、初年度実績などへの評価はどのようなものであるか。

もう一点は、やまと道の駅に隣接して市外業者がホテル建設を予定しているとのことですが、市内の宿泊業者に与える影響などをどのように考えているか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、上田謙市君の質問の答弁を。

副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） それでは、私のほうからは、コンベンションホテル積翠園の経営方針を中心にしてお答えをさせていただいて、進出してくる市外のホテルにつきましては、商工観光部長のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

最初に、観光動向の変化を踏まえた宿泊施設のあり方と、それから、ホテル積翠園の経営方針を関係づけてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、宿泊の状況と課題ですけれども、平成28年に郡上市内の宿泊者数は約45万人になっています。それから、観光客数が約588万人で、観光客に対する宿泊客の割合は約7.6%です。そして、月別にしますと、1月、2月、それから、7月、8月に、いわば冬と夏に多いという季節に偏りのある宿泊の状況というふうになっております。

外国人の宿泊につきましては、27年が約1万1,000人、そして、28年は約1万7,000人とふえる傾向にあるというふうに捉えておりますが、こうしたことから、郡上市はおいでいただく観光客は多いんですが、宿泊が少ないし、そして、年間を通じて季節に偏りがあるという、こういった特色がありますので、通過型、あるいは日帰り型の観光地というふうに言っていないかというふうに思っております。

ただ、郡上にはさまざまな観光資源がありますので、そういった観光資源、特に、四季折々の郡上の暮らしを楽しんでいただく通年型、そして、滞在型の観光によって宿泊客をふやすということは十分可能であるというふうに思っておりますし、それが課題というふうにして捉えております。

そこで、観光の動向が、今どのように変化をしているかということですが、近年は、団体を組んで名所等を見学するという観光から、家族あるいはグループなどの少人数で体験、滞在するという傾向になっております。

また、観光目的も非常に明確になっておりまして、観光する場所、それから、宿泊施設の選択、そして、滞在中の活動などについても、観光客みずからが決定をするという傾向にあります。

また、観光地や宿泊施設の選択や予約については、個人がインターネットを利用して予約をするという、そういう状況になっておりまして、旅行会社を経由するというのが比較的数としては少なくなっているように思っております。

そのために、今後、多様化をしていく宿泊の形態、それから、要望に応じていく宿泊施設というのが求められていくというふうに思っております。

こうした変化にどのように対応するかということですが、郡上の特色を生かした施設とサービスに尽きるのではないかと考えていると思いますが、具体的にお答えをしますと、郡上の自然や文化、暮らしの特色を生かしたり、景観や風土との調和を図ったりする施設や設備とすること。

それから、郡上の食材や調理法等を生かした食の提供、それから、郡上の人のもてなしなど、郡上らしいサービスが提供できること。

それから、郡上での遊び、体験、見学などの情報提供や案内、そうした相談に対応できるなど、観光ガイドや観光アドバイザーの役割が果たせる宿泊施設であること。

そして、外国人の観光あるいはスポーツ合宿、そして、会議や研修など、滞在の目的に対応できる施設規模であったり設備であるということが必要だということにして捉えております。

こうした条件を踏まえて、コンベンションホテル積翠園の経営方針についてですが、これは、指定管理団体との協議をする際の基本的な考え方として御理解をいただければというふうに思いますが、まず1つ目には、人と人との結びつきを強め、郡上の情報発信を行うことで、郡上を愛する人々との交流活動の拠点とする。このことは、昭和39年の建設以来、旧郡上郡7町村、及び郡上市が出資した第三セクター会社が意識した観光交流施設としての役割を強化するという意味を持っているというふうに思います。

具体的には、交流行事、それから、各種の大会や会議、研修会等の開催や誘致をするということで、市内の周遊ですとか、あるいは観光施設の利用者の増加を図ることもできるというふうに思っております。

また、2つ目は、宿泊客、それから、会議等の利用客の高い満足度を得られるようなサービスが提供できると。そうした施設をするということですが、このことは外国人あるいは企業等の招待客、そして、研修の参加者、家族やグループ、そういったさまざまな皆さん方の宿泊に対応できる施設とサービスの提供によって、宿泊できる観光地郡上としての知名度を高めるということを目指すことになろうかというふうに思っております。

それから、その具体策ということになりますけれども、市内のほかの宿泊施設とは違う宿泊施設の整備、そして、職員の研修ということによって、接遇や案内、そういったことについてのほかの施設のモデルとなるように努めていきたいというふうに思っております。

3つ目ですが、郡上の食、それから、文化、暮らし、こういったものを体験できる拠点の施設とすると。このことは四季を通じた体験型の観光拠点として、市内の農水産物を初め、市内の生産品を利用すること。このことによって、市内の経済循環を高めていくということにもつながるかというふうに思いますし、さまざまな経済活動の言ってみれば起爆剤にもなるのではないかと期待をしたいというふうに思っております。

具体的には、郡上の食材を利用した料理の提供ですとか、市内での遊びや体験などの紹介、そう

した郡上らしさ、郡上のよさを体感をしていただくというになるというふうに思っております。

今後の宿泊の見通しですけれども、スポーツ大会ですとか、それから、合宿での宿泊、あるいは自然体験や農業体験などの農家民泊、それから、文化や芸能や遊びなどを通した観光での旅館での宿泊、こうしたものが考えられますので、宿泊施設の特徴を生かすということによって、積翠園とともにほかの宿泊施設の利用というのはふえてくるというふうにして捉えておりますし、ほかに郡上市が今、観光連盟とこれから連携をして、総合的な観光事業とか施策を講じていきますけれども、そういったものを各宿泊施設が十分利用していただいて、経営方針ですとか、あるいは経営計画に組み込んでいただくということによって、さらに自然体の宿泊客がふえるのではないかとこのように思っておりますので、こうしたことが、共存共栄するという考え方につながっていくのではないかとこのように、そういう考え方でおります。

○議長（渡辺友三君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 私のほうからは、宿泊施設の改修支援事業、そして、大和町のホテルの件についてお答え申し上げます。

まず、宿泊施設の改修等支援事業でございますけれども、先般、補正予算をお認めいただいたとおり、平成29年度、今年度は24件の実績がございました。そして、補助金の総額は5,518万5,000円ということでありました。そして、主な改修内容としましては、トイレの洋式化、そして、施設のバリアフリー化、客室、そして、風呂などの内装改修でありましたけれども、コテージの新築でありますとか、あるいは空き別荘を宿泊施設に改修と、そういった事例もございました。この事業は、観光立市のハード面の目玉でございますけれども、おおむね当初期待した結果を果たしたというふうに分析をしております。

補助金の申請者には、現在の宿泊の実績にあわせまして、施設を改修して3年後の目標の人数もあわせて報告をいただきました。その結果を御報告しますと、現在の24件の合計の宿泊者の合計は約12万6,000人でございます。それが、3年後の目標人数は15万5,000人という、そういう目標をいただきました。ですので、増加人数で2万9,000人の増加、そして、率にしますと23%アップ、これがこの24件の方々の計画でございます。ですので、この効果の検証というのが、まさに今からの課題でありますけれども、ことし初年度に申し込みをいただいた宿泊施設は、いずれもそれぞれの地域で非常に意欲的に経営していらっしゃる施設ばかりでございますので、さきに上げた、今上げました2万9,000人の宿泊客の増加というのは達成してくれるというふうに期待を大きく持っております。

次に、大手ホテルチェーンの郡上進出でございます。

これにつきましては、今まで幾つかの情報がございましたけれども、現在、現時点で具体的に進んでいる案件は、私たちが知ります限り、先般報告しました大和町道の駅の隣接のホテル建設のみ

でありまして、市としても非常に大きい期待を持っております。

このホテルの建設によりまして、やまと道の駅は、食事の提供、あるいは温泉の利用で大きな恩恵を受けるということが期待できます上に、市全体としましても、外国人観光客がまとまった人数で宿泊ということを目指しておりますので、そうなりますと、市内全域での観光施設の入館あるいは土産物の購入、そして、年間通して体験メニュー参加者の増加などといった効果を期待しております。

そして、このホテルを世界最大のホテルオペレーターでありますホテルマリオットインターナショナル、このブランドを生かしたホテルでございます。ですので、顧客のターゲットは、全世界に約1億人と言われますけれども、そのマリオットホテルの会員を中心に集客をすると、そういう計画でございますので、郡上のほかの宿泊施設の顧客層とはかなり異なるというふうに我々は思っております。ですので、既存の宿泊施設との競合は余りないというふうに考えてございまして、さらにお客さんにとっても郡上で宿泊する場合の選択肢がふえるという、そういったこともあると思っております、その面でも期待をしております。

以上でございます。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） それぞれお答えをいただきました。

市外業者のホテル進出ですけれども、いただいた資料の一文ですが、建設予定業者の事前調査では、この郡上市にそうしたホテルをつくることのA評価をコンサルタントから得ているというようなことで、副市長からもお話がありましたけれども、まだまだ郡上市へ訪れてくださる方の宿泊に関しては可能性のある分野であると。郡上市内には、ホテル、積翠園、旅館、そして、民宿あるいは民泊、農泊、いろいろ他分野に分かれますけれども、この宿泊をされる方の多様化を求める、そうしたことに対応しながら、それぞれが差別化を図っていけば、共存共栄はできるであろうというふうに思っております。それぞれの業者の方の自助努力といいますか、そうした頑張りも期待したいというふうに思います。

次に、歴史的建造物の有効活用と市民主体の保存活動についてお尋ねをいたします。

八幡町市街地の旧越前屋は、明治初期に建てられた大規模な町家づくりの建築物で、平成19年に登録有形文化財に指定をされ、その後、空き家になったことから、平成27年に郡上市が土地開発基金で購入をして、特に、夏の観光シーズンには、臨時の立証実験の場として活用をされております。

また、今月3月ですが、郡上八幡を発祥の地として全国に広まった、このスクリーン印刷に関する催事が行われております。その旧越前屋を歴史的建築物として保存、復元する計画が実施されようとしておりますが、今後の活用に向けた方針などはどのようなようであるか、お尋ねをいたします。

そして、もう1点は、今後の八幡町市街地では、大型建造物の空き家が増加することが想定をされるわけですが、これまでのような郡上市や郡上八幡産業振興公社による取得は困難であろうというふうに思います。今後の方策としては、例えば、滋賀県の長浜市の第三セクター黒壁のような市民が主体となった保存活動が、その選択肢の一つであろうかなとも考えますけれども、今後の保存活動の方策をどのように考えているか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、答弁を求めます。

市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、お答えをさせていただきます。

旧越前屋の改修の基本方針につきましては、まず第一に、本建物は当時の暮らしぶりを今日に伝える貴重な歴史的建造物であり、長い時間をかけて形成をされた八幡町市街地を構成する重要なランドマークでもありますので、この建造物をかつての状態に極力復元をして保存することにより、町家の魅力と価値を後世にしっかり伝えていくということをまず1つ目の基本方針とさせていただきました。

そして、もう一つ、市民活動や市民の新規事業を育てる機能を付加することを2つ目の基本方針としています。

具体的には、土蔵や空き部屋を工房とかアトリエに貸し出すとともに、旧店舗部分については、チャレンジショップ等としての活用を図り、起業を目指す市民の方の後押しをしていきたいというふうに考えています。

また、観光客へのサービスや地域のコミュニティーの造成につながる、そうした機能についても盛り込んでいくということにしております。

それから、次に、市民主体による空き家の保存活動の方策についてでございますが、市では平成27年度から一般財団法人郡上八幡産業振興公社に委託をして、八幡町市街地空き家利活用推進事業を実施しております。空き家の借り受け、改修、貸し出しによる空き家の解消と利活用に努めております。しかしながら、近年は、大方の空き家物件も発生しております。議員が言われるように、今後も増加することが予想をされています。

こうした大規模な建造物が空き家になりますと、まちづくりに及ぼす影響が懸念されますが、市、それから、産業振興公社ともに財政的には限度があり、関与できない場合が想定をされます。また、八幡町市街地には、空き家問題のほかにも全体的な土地利用とか空洞化対策とか、それから、駐車場を含む交通体系の整備とか、防火・防災、除雪の対応、地域コミュニティーの維持・形成といった多くの課題が山積をしております。

八幡町市街地におきましても、今、議員からお話がありました長浜市の黒壁の取り組みのように、市民みずからが創意工夫を重ねながら積極的に大方空き家のこの歴史的建造物の保全とか活用に参

画する仕組みづくりについて、市街地全体の機運の醸成も含めて推進をしていく必要があるというふうと考えております。

また、越前屋の改修の基本方針、これを具現化していくためには、持続的に地域の価値づくりの発信とか、八幡市街地における諸課題をトータルのマネジメントする、そうした組織が求められているというふうに思っています。今後につきましては、改修後の旧越前屋の中核機能について主要な役割を担い、八幡市街地におけるまちづくり全般を主導する、そうした法人のあり方につきまして全国の先進事例などから、研究・検討を進めていきたいというふうに考えております。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） ただいま御答弁のあった方向でひとつ推進をお願いをいたしたいと思います。

最後の質問です。「未来への投資」で整備した施設等を活用したまちづくり活動と平成31年度からの財政運営についてお尋ねをいたします。

予想される大きな地震に備えるための学校施設の耐震化や新築が完了した後、郡上市歴史資料館や産業振興拠点施設、長良川鉄道、郡上八幡駅舎修復など、基盤整備への投資が推進されてまいりました。それは、日置市長が言われる未来への投資のハード面であろうと考えます。今後は、それらの施設を活用する民間のグループや団体が主体となった活力あるまちづくり活動が肝要であると考えます。

市長が言われるこの未来への投資のソフト面とも言える住民自治を醸成する事業や施策をどのように立案し推進するお考えであるか、お尋ねをいたします。

そして、合併15年目の本年度で普通交付税の算定がえ特例であるとか、合併特例債の使用期限が終了するわけでありまして。先般示されました郡上市財政中期試算によると、平成31年度からの財政は、財政調整基金などの基金活用や普通建設事業の縮減などを余儀なくされ、厳しくなることが予想されますが、この財政運営の将来見通しについては市長はどのようなお考えであるか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、ただいまお話がありましたように、平成29年度、28、29にかかった事業もありますけれども、これからの郡上市のいわば地域づくりを進めていくための施設として郡上市の産業プラザであるとか、あるいは歴史資料館あるいは29年度の4月でしたけれども、八幡の駅舎のオープンであるとか、そのほか吠高原のクラブハウスであるとか、あるいは美並まん真ん中広場の人工芝生化であるとか、こうしたハードの施設を進めてまいり

ました。

これは、ハードの施設の整備が目的ではなくて、まさにこれを使って、どうこれから地元の皆さんに活動してもらうか。産業、事業を起こしていただくかということになるわけでございます。

産業プラザにつきましては、幾つかの関連団体が入居をするわけですが、こうした関係の機関、団体が一層連携をして、効果的な郡上市の産業おこしができるように、そうしたもののつなぎ役といたしますか、そういう意味で郡上市産業支援センターというソフトの組織をつくっていきますので、このソフトの組織を中心にして、郡上市の中小の事業者の皆さんあるいは観光、あるいは定住、移住希望者、こうした皆さんの需要に応じていきたいというふうに思っております。

また、歴史資料館につきましては、これも単に文書を保存していくということだけでなく、ぜひ郡上市にはいろんな歴史研究のグループ、諸グループもごございますし、文化財保護の関係者や、あるいは郷土史家の皆さんとか、いろんな方がいらっしゃいますので、ぜひひとつ郡上市の歴史研究等の、あるいはそういうものを広めていくための諸活動の拠点としても、余りそういう部分は広くはございませんけれども、ぜひ活用してもらいたいというふうに思っております。

また、先ほど申し上げました郡上八幡駅の改修につきましても、現在、産業振興公社にその運営を委託しておりますが、こうしたところを中心にいろんな地域経済活動に携わっている人たちも、ここまさに鉄道の駅であるとともに、道の駅でもあるというような形で、ああいう広場なんかを使って活用したものをやってもらいたいと、事業をやってもらいたいというふうに思っております。

また、スポーツ施設につきましても、先ほど来、副市長のほうからも答弁をしておりましたが、こうしたスポーツ施設を使って、郡上市のスポーツツーリズムというようなものが振興していけるように、このためには、単にこうした公的施設の管理だけではなくて、これに関連をする宿泊を営んでおられる方や飲食を事業としておられる方々等さまざまな方が関連をいたしますので、そうした皆さんの協力を得て、こうした施設が効能を發揮していくように頑張っていきたいというふうに思っております。

それから、30年度で今度新年度で御指摘のように合併特例債とか、それから、地方交付税の合併算定がえ特例の特別なそういう期間が終了してまいるわけで、平成31年度からは、そうした特例の特別な財政措置がなかなか期待できない時期に入っていくという意味では、厳しい時期に入っていくというふうに思っておりますけれども、そうした中で、財政の健全性を確保しながら、しかし、やるべきことはやっていかなければいけないというふうには思っております。

ただ、市民の皆様方にも理解をしていただきたいのは、これまでそうした財政の特別措置によって、郡上市は特に今後の投資的事業の規模というものは、これまでここ数年を見ましても岐阜県の中で絶対額の規模としても相当大きくやってまいりましたし、例えば、人口1人当たりという

ような形での普通建設事業というような形の投資規模で見ますと、ほとんど県内で1位とか2位とかというような建設事業をやってまいりました。しかし、そういう特別の財政措置が期待をできない時期に入っていく中では、ある程度そうしたものは、やはり規模を抑制せざるを得ないというふうに思っております。

無理をして、交付税措置のない起債をどんどん出していくというような形になりますと、また、再び実質公債比率が非常に上がることによって、それぞれの年度の財政運営を苦しめるということになりますので、その辺のところは市の全体の財政の姿というものをお示しをしながら、市民の皆さんにも御理解をいただいきたいというふうに思っております。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 欲張ってたくさん質問事項を盛り込みましたので、答弁をいただいた方々には、十分な答弁の時間がなかったかもしれません。おわびをしながら、以上をもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は11時05分を予定いたします。

(午前10時54分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◇ 田 中 康 久 君

○議長（渡辺友三君） 6番 田中康久君の質問を許可いたします。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

この前、八幡町のある喫茶店に行きましたら、八幡の方ではないんですが、市内の知り合いの方と出会いました。その方、いつもすごく元気な方で、いつも声をかけてくださって、家族のこととか、いろんな話をしてくれる方なんですけど、その方も非常にお会いしたときは元気がなくて、見た目感じも少しやつれられたイメージを持ちました。お話を聞いてみると、御家族の中に認知症になられた方がみえて、その方の介護をしてみえと。その中で久しぶりに、きょうは喫茶店に来たんだというようなお話をされました。

そういった方々といろんなお話をさせていただきまして、何とかそういう思いに応えていただく

郡上市であってほしいという思いを込めて、1点、認知症の方に、その家族に優しいまちづくりという質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

1点目、高齢者等の安心・安全ネットワークの仕組みづくりについてであります。

厚生労働省によると、65歳以上の高齢者では、7人に1人程度が認知症とされており、また、認知症の予備群となる軽度認知障がいをあわせると、65歳以上の4人に1人の割合に達すると推計をされています。

認知症は、年齢を重ねるごとに発症する可能性が高まるため、今後も認知症の人口は、増加し続けることが予想をされています。

市内でも要介護認定者において、認知症の日常生活自立度の判定が2以上の方の人数は、平成29年度で1,528名であり、この5年間の推移を見ると、年間で約90人のペースで増加をしています。

また、85歳以上の方で見ると、要介護認定があり、認知症、自立度2以上の方は1,096人で、85歳以上の方のうち約32%、3人に1人の方に認知症の症状があると見られています。今後の長寿化傾向や85歳以上人口の推移を見ても、認知症の症状がある方の増加が本市でも見込まれています。

認知症によって引き起こされる行動の一つとして、場所や時間の見当がつかなくなり、自宅に戻れなくなる徘徊というものがあります。こうした徘徊高齢者等が行方不明になった場合に、ネットワーク機関が連携して情報を共有し、早期に発見して安全に帰宅していただけるような仕組みづくりが各地で行われております。

徘徊のおそれのある高齢者等の名前、特徴や写真などの情報を御家族や御本人の同意を得て、SOSネットワークに事前登録することで、行方不明時などの緊急時に関係機関への情報発信が速やかに開始される仕組みであります。

また、徘徊のおそれのある高齢者等を介護する御家族に対してSOSネットワークの流れなどについて事前に説明を行うことで、負担の軽減を図れるといった効果も期待されるものであります。

まず、認知症の方々の安心と御家族の安心のためにこういった仕組みづくりについての御所見を健康福祉部長にお尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、田中康久君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） それでは、お答えしたいと思います。

まず、今、議員のほうも市内にみえる認知症のある方の数字を上げられましたけど、今、市内の認知症の状況につきましては、現在、要介護認定を受けてみえる方は約2,500人みえます。その中で主治医の意見書というのがありますが、その中で認知症の症状、2Aというようなところ、これは、認知症の日常生活自立度が1から段階的に7段階ありまして、1の次に軽いというところですが、その2Aというところで、日常生活に支障を来すような症状とか行動があっても、それが家庭

外であっても、誰かが注意していれば自立できるという程度のものを2 Aといますが、その2 A以上の記載のある方は2,500人の方のうちの約1,800人ぐらいみえます。

国の研究から得られました認知症の有病率の推計値を用いて計算しますと、市内の認知症高齢者は約2,200人、軽度の認知障がいの人ということは、約1,900人と大体推計をしております。

その徘徊の症状のある方の数はなかなか正確に把握することはできませんが、郡上警察署で今年度、4月から2月末までに保護された方のうちで11人は認知症の疑いがあったと聞いています。認知症高齢者の徘徊の対応については、万が一方不明になった場合に、早期の保護と安全の確保が当然求められます。そのための仕組みづくりといたしまして、議員が言われましたように、そのSOSネットワークの取り組みというのが県内でも広がりつつあります。これらのネットワークの多くは事前のその高齢者の情報を登録しまして、その情報を協力者とか協力機関が共有しまして、万が一のときにその情報をメール等で一斉配信することで捜査等の協力を求めるものでございます。

このSOSネットワーク事業につきましては、今、中濃圏域において、行政、社会福祉協議会、警察署が連携した取り組みの準備が進められております。本日、郡上市におきましても、中濃地域行方不明高齢者等SOSネットワーク事業の受信に関する協定締結式が行われる予定であります。

本協定は、中濃地域の郡上市を含めた13市町村と13の社会福祉協議会、4つの警察署が市町村域を超えた枠組みの中で情報を共有して、緊急連絡であったりとか、支援体制を整備するものであります。

郡上市の取り組みといたしましては、その徘徊対策に特化したものではありませんが、平成27年度から市内の事業所との間で高齢者等の見守り、連携協定を締結しまして、現在まで205事業所に協力していただいております。

協定では、事業所の方が日ごろの業務の中で高齢者等の異変に気づかれた場合に、市とか警察などに通報していただくものでありまして、これまで19件の情報が寄せられ、適切な対応や必要な支援に結びつけさせていただいております。

あとは、市内の各地区では、自治会であったりとか、民生児童委員さんを中心に、見守り活動とか、社会福祉協議会などの組織としての見守り活動も行われておりますが、この事業所との見守り協定は、それらを補完する緩やかな見守り活動であります。

見守りは、さまざまな関係者が情報を共有しながら、多層的に行うことが有効であると考えております。今後は、見守り協力者をさらに広げていくとともに、事業所等から通報があった場合に、身元の特定などが迅速に行えるように、今、さまざまな見守りツールが開発されております。

例えば、高齢者の情報を登録したQRコードをつけたシール、そのシールを服とかかばん等に張りつけたりとは、あとアームバンドのところで、その情報を入れたりというようなところで、やはりいつものように近所を散歩するだけで戻ってみえるうちは安心なんです、やっぱりその人の目

のつかないところに行かれたときに、どれだけ早く発見をさせていただくかということについては、さまざまな今商品が開発されておりますので、やっぱりこういった商品の活用について、市といたしましても、よりそのネットワークの強化という点では研究し、有効性があるものについては、そういうのを使っていけたらと考えております。

(6番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 市内でも約2,000の方がみえるということで、その家族の方とか、親戚の方とかを合わせると、多くの皆さんが心配をされているのかなというふうに思いますし、また、今の徘徊をされた場合にいち早く安全を確保することにつきましては、その安全の問題と同時に、認知症の方々の人格とか人柄とか、そういったことが尊重できるような仕組みであったらなということを思いますので、そういった点も留意いただきながら進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、認知症事故賠償における公的救済の仕組みづくりについて質問をいたします。

事故もなく無事に帰宅されることをもし徘徊された場合、願うばかりですけれども、全国では、認知症事故で記憶に新しい裁判例では、認知症で徘徊していた男性が電車にはねられ死亡したという鉄道事故がございます。鉄道会社が、死亡した男性の介護をしていた妻と子どもに対し振りかえ輸送費や人件費等の損害の賠償を請求した事件において、高裁までは家族の賠償責任を認めておりました。しかし、最高裁は、高裁判決を覆し、同居の親族であるからといって、直ちに監督義務者に当たるわけではないとして、賠償責任もないとの判断を示しました。

家族の負担に考慮したと積極的な最高裁の判決を支持する声がある一方で、この判決は2つの課題を残したと言われております。1つは、家族の心身の状況や介護の実態によっては、賠償責任を負うとの判断を示したために、懸命に介護をする家族ほど責任を負うリスクが大きくなり、介護放棄につながりかねないという課題が指摘されております。

もう一つは、家族が賠償責任を負わない場合には、事故の被害者が救済されない、そういった課題がございます。

この判決は、必ずしも列車事故だけに限定されるものではないというふうに思います。例えば、監督義務違反で、高額な賠償が命じられた判決では、小学5年生が自転車で時速20キロから30キロメートルで走行中、歩行中の女性と正面から衝突し、その女性が頭蓋骨骨折等の重傷を負った事件で、事故当時11歳であった小学生自身には、責任能力がないとして、小学生の母親の監督義務違反を認め、母親に約9,500万円もの損害賠償を認めた裁判例があります。

注意したいのは、通常の事故の場合には、損害賠償を請求する側、つまり被害者側が加害者の故意または過失を立証、主張しなければならないのに対し、無責任能力者が事故を起こした場合、そ

の監督義務者については、みずからの監督義務を怠らなかつたこと、または、監督義務を怠らなくても損害が発生すべきであったことを立証しない限り、損害賠償責任を負うということでもあります。

したがって、監督義務者は、責任無能力者の現に行つた行為に対する具体的な予見可能性があるとは言えない場合でも、それが監督義務を怠つたことにより生じたものである限りは、損害賠償の責任を免れません。認知症の方の高齢者等を持つ御家族は、常に損害賠償のリスクと隣合わせにある状態にあると言えるのではないかというふうに思います。

そこで、昨年11月に、神奈川県大和市では、認知症の方が事故や相手にけがを負わせたり、物を壊したりしたときなどに発生した損害賠償を保険で賄う制度を全国初で創設をしました。

大和市の仕組みでは、市が民間保険会社の個人賠償責任保険と契約し、先ほど申し上げた徘徊高齢者SOSネットワーク登録者を被保険者とするもので、認知症の人に損害を与えられた被害者に賠償金が出るだけでなく、認知症の方がけがをした場合でも、傷害保険金が最大3億円まで補償される仕組みであります。

市と民間保険会社の特約もそれほど高額なものであるとは聞いておりません。認知症の方、その御家族が安心して生活できる地域であるために、そして、市民誰もが認知症に、そして、認知症の家族になり得る可能性のある中で、市民の皆さん、全体の安心のために、そして、市民の皆さんの悩みに寄り添う温かい郡上市づくりの象徴として、認知症事故賠償の公的救済の仕組みづくりに郡上市も取り組むべきだと考えます。市長の御見解をお聞きいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今御指摘がありましたように、認知症の方を介護、看護しておられます御家族の皆さんの日ごろの御苦労というのは、大変なものだろうというふうに思っております。

そういう中で、万一徘徊等をされた方が外へ出られて、何らかの形で第三者の方に損害を与えられたというようなことになった場合に、それを一体どうするかと、こういうことであろうかと思えます。

先ほど例にだされました、大府市のケースは、その認知症で徘徊をされました方がJRで御自身も亡くなったんですけれども、列車がおくれて、いろんな手配をしなきゃいけないというようなことで、JR東海から720万円の損害賠償請求を受けたというケースであったようです、看護しておられる御家族の方がですね。

それで先ほどのような一審、二審、最高裁とって、最終的にはこのケースの場合は、賠償責任がないという判断をされたものですが、御指摘のように、場合によってはあり得るということですし、ない場合は、もし仮にJR東海の場合は、大きな組織ですが、個人で被害を受けられた

方に今度は看護義務者のほうに賠償責任がないというふうになると、何の賠償もしてもらえないと、こういうことでありますので、非常にそういう意味でこうした不安を抱える社会の中で、先ほど御紹介をされた大府市のような、ごめんなさい、大和市ですね。まず神奈川県の大和市でのお取り組みというのは、一つの非常に私どもも注目すべき取り組みだろうというふうに思っております。

お聞きをいたしますと、先ほど御指摘のように、3億円を限度にいたしまして、これは、一般の民間の保険会社の一つの商品としての保険に、市として全額公費でもって一定のその徘徊、特にそういう可能性のある方々のネットワーク事業ということで登録をしておられる一定の方を限定をして、そして、そういう保険に入っておられると、市の保険料負担によって入っておられるということでもあります。

いろいろと聞いてもらったんですけれども、おおむね二百数十人の方が対象になっておられて、保険料は1年間に1人当たり1万円ということだそうです。そういうケースでありますし、また、これに次いで、今、平成30年度の予算に審議中だそうです。先ほどのその問題の発端ともなった愛知県の大府市でも同じような公的なそういう保険料を負担をしてということのようでございますが、大府市の場合は、先ほどのそうした賠償の限度額が1億円というふうに設定をされて、そういう保険の種類だそうです。それから、また、御本人が損害受けられた場合の保険というのは入っていないようで、第三者に与えた保険事故の場合だけということのようでございます。保険の種類がちょっと違っていて、大府市さんの場合は、保険料は、年額1人2,000円というような保険のようでございます。

こういう保険をやはり全額公費負担によって市民の皆さんの不安を取り除くということは、これからのこういう高齢社会の中で非常に認知症の方が先ほども御紹介があったように、出現する確率も高いですし、そういう中で、一つの公的サービスのあり方かなというふうにも思っております。

今、お聞きをしますと、こうした保険方式のほかに、神戸市においては、保険に加入をすることだけでなく、一定の方がそういうケースがあった場合に、一定の限度額で救済の給付を直接市がするという。それで市がまだ未確定ですけれども、おおむね自賠責等の限度額と同じように3,000万円程度を市がそういうケースに遭われた方々を救済するために公費給付方式といいますかね。そういう形で検討をしておるといようなことが伝えられておるところでございます。

こうした取り組みが進められておりますし、また、この問題については、例えば、全額公費でもし保険に加入する場合に、やるべきか、あるいは一定のそういう対象になる方の若干の負担も求めて、そういう保険に入るかとか、市がまとめて入るか、あるいはそういう保険に入られる方に一定の保険料の助成をするという方式もあるかもしれません。そのようなことでありまして、こうした点について、郡上市としてもよく研究をしてみたいというふうに思っております。

(6番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） 神戸市の仕組み、今、市長から御紹介されましたけれども、神戸市の仕組み、私もちょっと勉強したんですけれども、非常に事務手続というか、大都市神戸ならではの職員の皆さん方のマンパワーとか、例えば専門性とか、そういった部分が非常に必要になってくるのかなということを感じました。確かに神戸の今審議されていると思いますけども、やり方というのは、非常にすぐれている部分もちろんあって、救済の度合いという部分が多分広がるんですけれども、職員の皆さんとか行政の皆さんの負担がなかなか大変かなということ的印象を受けております。

大府市の今検討されている問題と大和市のことについても市長から御紹介いただきましたけれども、いずれにせよ、そういったことに行政が踏み込んでいくということは、今までは余りなかったかもしれませんけど、今後のこの高齢化社会の中にあつて、まさに市長がおっしゃった新たな公的サービスの仕組みとして、また、市民の皆さんの本当に安心・安全を郡上市がつくっていくんだという、そういった力強い応援にもなっていくと思いますし、本当に介護をされてみえる方々の応援になるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ今のような前向きに多分検討させていただくと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今、神戸市のお話を市長も私もさせていただきましたが、ちょうど多分この議会だと思いますけれども、神戸市のほうでは新しい条例を今制定に向けて取り組んでいられるそうです。その条例は、私も表題に掲げさせていただきました「認知症の方に、その家族にやさしいまちづくり条例」という条例を神戸市では審議されています。これは恐らく多分全国で初めての条例になるんじゃないかなと、可決されれば条例になるんだろうかなと思っていますけれども、その中で、先ほど市長もおっしゃいました、健康福祉部長も市長もおっしゃいましたけれども、やっぱりこの認知症の問題というのは、誰もが認知症になる可能性はあるし、誰もが認知症の家族になる可能性もある。市民一丸となって、こういった問題に取り組んでいかなくちやいけないという性質を持ったものだというふうに思います。

そこで、本市が認知症の方にその家族にやさしいまちづくりを内外に宣言して、市民一丸となって取り組んでいくために予防や早期介入、認知症に関する医療、介護の体制の整備の一層の推進、また、特に、今年度予算で人員確保に至らなかった認知症の初期集中チームの充実、そして、地域での認知症サポーターの均等的な充実及び認知症カフェの啓発、そして、今、お話ししました事故賠償の公的救済などを盛り込んだ条例を整備することは意義があるというふうに考えますが、市長の御見解をお聞かせ願います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） まさに御指摘のように、その神戸市でこうした神戸市認知症の人にやさしい

まちづくり条例というようなものが今準備検討されているということというふうに私も承知をいたしております。

そして、先ほどのまだ保険制度のほうは二番手になられたわけですが、先ほどの愛知県の大府市においては、昨年の12月に大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例という条例を、これまた制定をされておまして、ことしの4月1日から施行をされるということのようでございます。これらの条例は、その認知症というものに対する、ことに対する正しい理解や、どのように認知症の方々を、あるいはその家族に不安のない生活を送っていただくとか、個人の尊厳であるとか、そうしたことに対する基本的な理念を定めるということと、それから、市や事業者や市民や、そうしたそれぞれの立場における責務であったり、あるいは、市においては毎年度どんな形で取り組むかというようなことについての基本姿勢を、基本的なことを定めようとするものようであります。

郡上市においても、この認知症に対する対応は、先ほど健康福祉部長が申しましたように、見守り制度であるとか、それから、市民の皆さんの中でもいろんな自発的なカフェの開設であるとか、その他もろもろのことを取り組んでおっていただきますし、そうしたサポーターとしての御協力であるとか、いろんなことがございます。そういうことがありますので、決して他の都市に比べて著しく進んでいないとも思っておりません。

ということではありますが、条例を定めるということは、今回の男女共同参画推進条例でもそうですし、自治基本条例や議会基本条例でもそうですし、みんなでやрмаいか郡上のああいう条例もそうです。例えば、いわば市、あるいは全市を挙げて取り組むということについて、みんなで意思を一致させていくということ、あるいは、行政においてはきちっとそうしたやるべき責務を位置づけて前へ進めていくという意味で意味があることだとは思っています。

がしかし、片一方そうしたことについては、市民の皆さんの盛り上がりであるとか、あるいは、そうしたことに対する、これが条例がなくても既に取り組んでいるいろんな実績であるとか、そうしたことの積み上げがある程度は必要で、いきなり条例改正と、条例という設定という形で、それだけ取り組んでいいというわけではないというふうに思っております。

したがって、今回、提起をされましたこうしたことについては、やはり郡上市がこれから迎える高齢社会の中で、こうした認知症あるいは場合によっては、認知症だけではなくて、他の障がいを持たれる方に対しても、あるいはそうした方を抱えられる家族に対してもやさしいまちづくりというような範囲を広げて考える必要もあるかもしれませんし、まずは、認知症というものに対する郡上市の取り組みということでもいいのかもしれませんが、いずれそうしたことを含めて、やはり市民の皆さんといろいろと意見交換をしたり、そうした思いを、お互いに語り合いながら、一つのそうした体制をつくり上げていけるような道筋をやはりたどりながら取り組んでいきたいなというふ

うに思っております。

(6番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 最初にお話しましたネットワークの部分と、それは取り組まれるということですが、ネットワークの部分と、先ほど申し上げました事故賠償の仕組み、そして、この条例という部分は、ある意味ではセットとなって、これで市民の皆さん方、例えばそれが一方ができれば、一方も上がっていくと。一方もできれば一方も上がっていく。相互に相乗効果をもたらすものであると思いますので、そういったことも考えていただきながら進めていただきたいですし、特に条例を整備することが、すなわち市民の皆さんの安心に即つながるかという問題でもないと思いますので、それぞれ3つが一体となって進んでいくことが大切だというふうに思います。

きょうも観光立市のほうでいろんな議論がございましたけれども、この前、福祉関係者の皆さん方とお話を聞いていたときに、もっと福祉やってくれよと。何で観光立市なんだよというようなお話も、意見をいただきました。

ただ、私はそのときに、先ほどの一般質問、市長の答弁じゃないですけども、観光立市というのは、その特定の産業だけを中心に伸ばしていくものではないんだと。市民の皆さんが、この郡上に生き生きと暮らしていくために、いろんな分野で取り組んでいくもんだというようなお話をさせていただいておるんですけども、まさにこういった市民の皆さんの悩みに直接寄り添って、心触れる、そういった施策を進めていただけるということも、また、私自身も進めていきたいですし、また、市長も進めていただけるということを確信しておりますので、それぞれ真摯に前向きな答弁をいただきましたので、時間は余りましたけれども、これで質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(渡辺友三君) 以上で、田中康久君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩といたします。再開は、午後1時を予定いたします。

(午前11時35分)

○議長(渡辺友三君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 0時58分)

◇ 清水敏夫君

○議長(渡辺友三君) 17番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) 17番 清水でございます。ただいま議長さんから御指名をいただきました

ので、通告に基づきまして3点について質問をさせていただきます。

市長さんには、全質問についてよろしいですと言っていただければよろしゅうございますので、どうかよろしく願いをいたします。

まず、最初の質問でございますが、市民の足ということで公共交通の白地のところの解消策ということで質問をさせていただきたいと思います。

この件につきましては、さきに一般質問の通告の折に、市内の空白地というところは、どんなところがあるのかなというようなことを質問したいということで、できれば地図にお示しをということを見せていただきましたら、きょう早速に事務局のほうで公共交通空白地域という形で市内全域の部分について図でわかりやすく示していただきましたことにつきましては、まずはお礼を申し上げます。ありがとうございました。

そこで、ここにもございますように、自治会単位で言いますと、10地区の10地域の自治会において公共交通の空白地域があるということは、これによって私も知ることができましたが、平成30年の市長の施政方針の中でこの交通対策につきましても、新たにバスルートの変更とか、あるいは新規の停留所等を設置して、順次空白地の解消を図るというふうなことが表明をされておりましたので、この空白地の捉え方と、またことしの対策等につきまして、まずは部長さんから回答をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、清水敏夫君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） それでは、お答えします。

まず、公共交通空白地でございますけど、少しこの図面に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、公共交通の空白地の定義のところでございますけど、この図面の右の四角で囲ってあるところがございまして、定義としましては、市民の居住地ですから、市民が住んでいるところからバス停がございまして、バス停までの高低差のことを言いますけど、ここで言うところの勾配といいますが、10%以上ある場合は自宅からバス停までの距離は300メートル以内、10%未満の場合は500メートル以内、それから、長良川鉄道の場合の駅につきましては、駅から1,000メートル以内、これについては勾配等は勘案しておりません。居住している人口の割合が85%未満の自治会を公共交通空白地と、そういうふうな定義になっておりますので、よろしく願いしたいと思います。これが正式名は駅・バス停勢力圏人口カバー率といまして、人口カバー率というふうなところで表現をしておるところでございます。郡上市全体の人口カバー率については96.5%というのが現在の状況でございます。

10の自治会につきましては、下の表にございますように85%未満の自治会の数というところで八

幡地域2、大和地域3、白鳥地域1、高鷲地域2、それから、美並地域1、明宝地域1、和良地域は0ということで10カ所ということになっております。

詳細につきましては、下段に地域名は書いてございますし、集落名も書いてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、これの解消に向けた取り組みというところもよろしいですね。この解消に向けた取り組みでございますけど、平成30年度につきましては、八幡町の2地域について解消に組みたいというふうに思っております。

2つ目につきましては、八幡町の西乙原地域というところでございます。ここにつきましては、相生地域で運行しております自主運行バス、相生線を西乙原地域へルート変更する方法を考えておるところでございます。現行の相生線のルート変更によりますカバーしたいというものが1点目でございます。

2点目につきましては、八幡町の亀尾島地区のところの解消方法を考えております。これは、手法としましては、現在、小那比地区で運行している小那比ジャンボタクシー、これをモデルとして地元へ乗り合い組合のものをつくっていただき、タクシーを活用した乗り合いシステムを構築する方法を考えております。現在、いずれも地元との協議、それから、今後は公共交通会議での承認、それから、運輸局の手続を経て、ことしの10月ぐらいには運用の開始を目指したいというふうに考えております。

また、その他にも30年度でございますけど、ルート変更をすること、あるいはバス停などを多く設置することによって、空白地の解消であるとか、利便性の向上、そういったことも30年度には取り組んでいきたいというふうに思っております。

31年度以降につきましては、今、決まっておるところが大和町の大間見地域でございますけど、ここは道路改良をただいましておりますので、道路改良が完成後、ルート変更を行いまして、その解消をしていきたいというふうに思っています。

他のところにつきましても、今後、地域と協議を行いながら、既存路線のルート変更であるとか、あるいは地域主体の運行形態の創造・創出、そういったものを協議しながら解決策を検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 部長どうもありがとうございました。よく承知をできました。

その中で、この今の空白地域については、順次検討をして改善をしていくということで安心をしましたが、一つ考え方、定義の中で、勾配と、それから、停留所への距離ということが基本にあるというふうに伺いましたが、それには該当しないけれども、これを第1次空白地域とすれば、第

2次空白地域といいますか、準空白地域といいますか、例えば、私の近いところで言うと、八幡町の市島地区というのがございますが、川を挟んで左側には、こっちから行くと国道472号が、せせらぎ街道が通っていきまして、右側には、県道有穂中坪線というのが通っているわけですが、その中ほどから、市島の中ほどから以南、田尻の辺までが要するにバス路線になっていないということから、せせらぎ街道のほうへ出ていくにも距離は短いんだけど、結構時間がかかったり、お年寄りにはなかなか買い物なんかして、また、荷物を帰りに持ってくるということと、含めて大変だということ、高齢者ばかりのところもありますし、家族で住んでいても後継者がいても、なかなか昼間はお家にいないもんですから、どうしてもお年寄りの人が自分で何か行動を起こさんじゃいかんというふうなことがあります。また、そういったところも今の郡上市の地域交通公共交通網形成計画ですか。そういったところでも議論はされているんだろうと思いますが、わりかし近いところでも、いわゆる山間地じゃなくってもそういう交通難民と言われると、ちょっと強い言い方になりますけれども、そういった人たちの今後本当に課題もあるということで、私たちの主催する議会報告会等へもそういった声が市島に限らずあるというふうに思いますので、その辺のことにつきましても、早急に対策をあわせて、この交通網形成計画ですか。そういったところで議論をしていただき改善の方向がしていただきたいというふうに念願するわけですが、その辺につきましても考え方を伺いしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） この公共交通の空白の設定の考え方ですけど、特段決まっておるわけではございません。郡上市の場合につきましては、国交省のほうにガイドラインというのがありましたので、それでバス停は500メートル、それから、鉄道は1,000メートルというガイドラインの上で基準が示されておりますので、それを基準にしまして、実は今回、高低差を設けたのは、それだけではやはり十分でないというところがありましたので、高低差という考え方を入れさせていただきました。

なお、今、議員が言われましたように、高低差だけでなしに、間に障がい物、川があるとか、そういうことによって漏れておる地域も確かにございますので、そういった点は、今後の毎年見直しを行いますので、もう計画地域とそういうところの協議をしながら、そういったところについてどうやってカバーしていくかというところについては、よく検討をして、そういったところについてもこれから協議もしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（17番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 清水です。ありがとうございます。郡上市もこんな広大な地域ですので、

課題もまだまだあるかと思えますけれども、順次解消に向けて、また御尽力をぜひお願いをしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

3番目は、公共交通ではございませんけれども、既に御承知のように、市内には民間によります2つのタクシー会社がございまして営業をしておりましたが、既に廃業、もしくは廃業を予定しているというふうな状況をお伺いしておりますが、市民の皆さんとか、あるいは観光立市を抱える郡上市への観光客の皆さんの足ということもあわせて考えた場合に、これから4月以降、当市におけるその民間のタクシー営業にかわるような何か対策が、その見通しがあったら、一応、新聞で報道もされましたので一部は承知しておりますが、全体の流れをひとつお知らせをいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 八幡地内のタクシーの現状ということで説明させてもらいたいと思います。

現在、先ほど2社ありまして廃業であるとか休業、そういったところを今されて、報道は出ておりますけど、現在でございまして、白鳥町の白鳥交通が新たなタクシー免許を取得されまして、3月1日から八幡町内を中心としたユニバーサルデザインタクシーを2台を運行をスタートされております。

それから、廃業を予定されておりましたタクシー事業者につきましては、八幡町の八幡観光バス、事業の継承をされるということになりまして、これにつきましては、継承のほうは順調に進んでおりまして、4月以降も継続してタクシー事業が行うということが報告を受けておるところでございます。

そのほかとしましてですけど、今回の公共交通網計画の中では、タクシー事業につきましても公共交通というものを位置づけをして、交通空白地での地元組合によるタクシーの運行の支援、それから、観光分野での活用、そういったところを含めまして、将来にわたってタクシーを存続させていきたいというふうに考えておるところでございます。

そういったところの具体的な支援としましては、30年度の予算ではユニバーサルデザインタクシーの車両の購入助成、それから、運転免許取得費用への補助、そういったものを予算計上しております。

また、市内の観光地をタクシーで周遊するプランの造成、それから、福祉施策との連携についても関係機関と協議を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

（17番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ただいま答弁いただきましてありがとうございます。タクシーにつきまし

ては、特に町内の中でもお年寄りの方も心配しておられましたが、そういう形で市内の民間の業者の方が継続してそれを引き継いでいこうというふうなことをお聞きしまして、大変安心をいたしました。また、市のほうもそれなりの支援もまたしていこうというふうなことでございますので、さらにさらによろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

では、1番目の公共交通の空白地につきましては、以上で質問を終わります。

2番目の質問に入らせていただきます。タイトルは、新市建設計画事業のうち、31年度以降の事業量と市財源の確保ということでタイトルにつけさせていただきましたが、新市建設計画というのは、合併をしたときに一番最初のビジョンということでハード・ソフト面含めて立ち上げた計画ですので、これは当初御承知のように、合併当時1,000億円という形で計画したのを記憶しておりますが、その後、市の財政事情ともならみ合わせながら700億円へ落した経過がございますし、さらにその後もまた再度計画を見直して、最終的に635億円、ちょっと表現が、数字が違っておるかもしれませんが、そのくらいの規模に減額というか、予算規模を見直したという経緯がございますが、既にことし30年度でもって合併特例債という事業も既に市長も言っていたおるように終了というような状況を迎えました。

1,000億円でスタート事業そのものは、事業を落したときでも、635億円に落したときでも、その事業はやらないということではなくて、まずは繰り延べをしておこうとか、先送りとか、継続して事業は残しながら、財源がやっぱり充当できないので、今はできないよという形の多分見直しだったというふうに思いますので、その当時から見れば、15年たちましたので、この事業は、やっぱり本当は、この郡上市としては必要ないだろうというふうな事業も当然あの1,000億円の中には含まれていると思いますけれども、また、それとは別に新たに当時はなかったけど、この仕事はやっていかならんという仕事もまた、それぞれ出てきているというふうな状況の中で、今後、残されたその市としてのこれから未来につなぐための市の事業として、いかほどのものが今残っておるのかということの一つは抑えておきたいなということを思います。

それから、時間の関係でちょっとこれはまとめてお話したほうがいいかなと思いますけれども、9月の昨年の定例会のときに、やはり僕が一般質問で財政の質問をさせていただいた折に、31年度以降の合併特例債に変わるような郡上にとって一般単独債ではなかなか対応できないけれども、まだまだ必要な事業があるので、合併特例債ではないけれども、地方創生債とかいったものの新しい、また郡上市にとって活用しやすく、また、市民の期待にも応えられていけるような事業を展開するには、どうしても財源が伴っていかないとはいけませんので、その部分については、市長も特にそういう経歴もお持ちですので、地方財政にも御造詣も深いというふうに我々も確信をしておりますが、そういう中で、ぜひとも32年度以降の予算策定の折にそういった制度が生かされるような財政支援制度というものをぜひぜひ市長の手でもってひとつ国のほうへ働きかけていただいて、その

市の未来にわたる郡上市づくりの財源のもとをぜひつくっていただきたいなということを懇願した記憶がございますが、市長もそのときは、市長会を通し、あるいは国のほうへ東海市長会も経て、国のほうへ力いっぱい働きかけをしていきたいというふうな声もいただきましたので、これからある郡上市における必要な事業量とか、それを踏まえた場合に、やっぱりそういった制度を創設するか、あるいは別の形でも充当されるような制度を何とか起こしていくということをひとつ市長の考えの中で、その辺についても部長の後にお伺いできればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 私のほうからは、新市建設計画の状況というところについて説明させていただきます。

最初の10年間のところ、最終的に635億円というようなところの計画というところでございますけど、10年間のところの実績を申しますと、この10年間は約650億円の、25年まで650億円ほど実施できたというふうな数値になっております。

それから、さらに5年延びておりますので、その26年からの5年間につきましては、当初は毎年40億円ずつということで200億円程度の予定を立てておりました。そうした中で、実際30年度までに幾らの計画になったかと言いますと、200億円が259億円というところで当初の200億円より約60億円程度というふうにふえております。この中に、やはり新たに追加した事業、そういったものが含まれており、毎年見直しであるとか、そういった緊急度についてやっていくことによりまして、ふえていったものはございます。

そういった中には、産業プラザでありますとか、ホテル積翠園の改修、それから、大島工業団地の造成、そういったものがこの見直しの中には入っておるというふうに考えております。

じゃ30年度の終了して、その新市建設計画で幾らほどまだ残があるのかというところでございますけど、その計画の中で30年度までに完了する見込みとしましては、162億円、約63%になりますけど、計画上は完成する見込みとなっておりまして、30年度以降のところにつきましては、5年間で約97億円がこの計画の中で残っておるといようなところがございます。

そうした中でございますけど、新市建設計画につきましては、この15年間で終了しますので、31年度以降につきましては、総合計画の実施計画、この中でこれからは管理していくことになります。そういった中で今総合計画の後期基本計画の中に含まれておる事業、これは平成32年まででございますけど、その中で含まれておって継続しようという事業は78億円ありますので、これからは総合計画の実施事業の中で78億円のところが予算計上されて、事業を進めていきたいというふうに考えておるものでございます。

このほかございますけど、さまざま継続事業であるとか、いろんな事業の毎年の協議の中であり

ますので、そういったことにつきましては、事業の進捗状況でありますとか、そのときどきの財政状況、そういったものを見ながら進めていくことになろうかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、平成30年度の予算を今回提案をさせていただいたわけですが、清水議員からは、平成31年度からはどうするのかと、こういうことでございます。

ただいま三島室長も答弁しましたように、郡上市が合併して1,000億円の投資ということが最初あったわけですが、いろいろ曲折はありましたが、今答弁いたしましたように、最初の10年でほぼ650億円、そして、幸いにしてというか、5年間合併特例債の使用期限が延長されたということで、今この平成26年度から30年度までの5年間にただいまも答弁しましたように、ほぼ260億円の投資を平成30年度予算まででできるということでございますので、合併当初1,000億円、1,000億円と言っていたものが、ほぼ15年間かかって投資額としては、ほぼそれに近い910億円という投資がなされるということになるわけですし、今、かかっているもので30年度までの鍋におさまり切らなかった部分がほぼ80億円ほどあるということでございますから、この80億円、31年度、32年度へ送られる80億円を足しますと、ほぼ990億円ということで、ほぼ1,000億円ぐらいの投資規模になるということにはなろうかと思えます。

これは御指摘もありましたけれども、当初、一番最初に各町村がこれもやりたい、あれもやりたいという形で、事業項目を立てて1,000億円という計画の中へ入れてあったわけですが、そういうものの中で、5年間延長するとき、これはなかなかこの5年間もちょっと難しいぞという形で取り組まなかったといえますか、もう計画計上しなかったものもございまして、それから、御指摘にありますように、この5年間においても、最初に考えていたものとは違う事業も行ってきたというようなことがございまして、この計画の中には、そういう中身の若干のそういう移動はありますが、そのときそのときにやはり緊急度、あるいは必要に応じていろんな事業をやってきたと。議会にお諮りしながらやってきたということだと思います。

問題は、こういう形で平成30年度まではとにかく精いっぱい予算を組んでやってまいりましたが、合併特例債がなくなるということと、それから、地方交付税、普通地方交付税の合併算定がえ特例がなくなるという、この2つでやはり相当窮屈になるというふうに思っております。

この間、予算のときにもちょっと議論がありましたが、おかげさまで普通地方交付税については、当初私が20年度ごろもそうだったんですが、考えていたほど、いわゆる合併算定がえ特例が終わっても普通交付税が落ち込まないと。おおむねこれから31年度以降も、これは人口減による減少が少

しありますのであれですが、100億円ないしはそれを若干下回る程度の普通交付税は確保できるんじゃないかというふうに思っています。

ただ、問題は、いろんな事業をやっていくときに、主たる投資的財源になるその地方債をどの程度起こせるかと。今までの合併特例債とかいうようなものがなくなるわけですから、ということなんです。従来どおり過疎債とか辺地債とかという交付税の措置つきものは万度にできるだけ活用したいというふうに思っておりますし、それから、先ほどお話がありましたように、何とか地方創生の事業なんか進められるようにということで、そういう交付税措置つきの地方債の創設してほしいという要望は岐阜県の市長会においても、私どもだけでなく、ほかの市からも出てまいりまして、それを東海市長会にもお出しし、東海市長会から全国市長会へもお出しして、全国市長会からも国への要望書という形できちんと上げてもらって要望はしてもらいました。しかし、残念ながら、いろんな地方財政の運営の中で、やはり余り交付税措置つきの地方債というのは、ある意味では起債の活用のモラルハザードを起こすというような批判もあって、なかなか新しいものは難しいというようなところがあって、実現をしていないというのが現状でございます。

がしかし、いろいろと今後も努力はしていきたいというふうに思っておりますし、それから、特に、少し注目をしていきたいなと思っているのは、ことしの地方債計画の中なんかでも、今どこの自治体も公共施設の適正管理のためにいろいろ統合したりとか、いろんなことをしなきゃいけないのでということで、公共施設適正管理事業債というものがございます。これは、種類によって、少し交付税措置が違いますが、ものによっては50%ぐらいの措置のあるものというようなものもございますし、財政力に応じて、それよりも若干高い交付税措置があるというものもあるようでありますので、そういうものについては、よく研究をして、財源としてしっかり確保していきたいというふうに思っております。

そのほかいろんな事業をやる際に、ひとつ朗報として考えられるのは、これは清水議員も一生懸命やっていたんですが、森林環境税というものが創設をされて、その森林環境税が創設されるのは、もうちょっと先の話なんです。それを前借りするような形で平成31年度から、そういう財源が特に森林、林業の重要な地域は、そういう配分になってくると思いますけれども、そんなものも配分をされてくると思いますので、そういうものはやっぱり森林整備の財源としては適切に活用してまいりたいというふうに思っています。

いずれにしても、いろんな努力をしていかなければいけませんし、税収を確保するとか、そのほかいろんなことがあると思いますけれども、工夫をしていかなければいけないというふうに思っています。

ただ、先ほど上田議員にも申し上げましたが、こういう合併の経過に伴ってなされる措置が、やはり終わってくるということで、普通の市町村並みに扱われるときがいずれは来るわけございま

して、そういう意味で、やはりある意味ではその確保できる財源をしっかりと見ながら、財源確保の努力も大切ですが、また、そういう段階に入ってきた年の財政運営ということでも従来よりはなかなか投資的事業ができないという、そういうところへソフトランディングしていくということもまた必要かと思えますし、市民の皆さんや議会の皆さんの御理解も得ていきたいというふうに思います。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 市長、ありがとうございました。今の第2次合併特例債は残念だったということでしたけれども、これは制度上のことですので、強引なことを言ったって、やっぱりできるものはできないというふうに私も認識をしておりますが、今の公共施設の整備事業の起債あたりが、例えば道路、橋梁等も含めたそういった維持関係に使えりゃいいんですけども、そうでないとすると、そちらに充当する財源がやっぱり一般単独債とか、そういう形に一挙になっていくと、また、公債比率が先ほども言われたように上がっていくという不安もありますし、また、それでは健全財政にはなっていないという部分がありますので、いつかこの合併というものから卒業しないと郡上市として独立した自治体として生きていく道は、やっぱり我々も含めて市長さん初め執行部の方々もそのことは常にお考えの上でやっていかなきゃいかんということで、親離れはせないかんということを思いながらも、自主財源の確保であるとか、事業の選択であるとか、いろんなことをやっぱり踏まえながら、この郡上市が将来ともに持続できる、そういう郡上市になれるように切磋琢磨、さらに続けていかなきゃならんかなということは今痛切に感じました。今後とも財政面につきましては、ぜひともまた御尽力をいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは、時間も限られてきておりますので、最後は、これは市長さんだけの答弁を求めていますので、お願いをしたいと思います。濃飛横断自動車道でございます。これにつきましては、中津川のリニア新幹線の駅を起点にしまして郡上市までつなぐ有力な基幹道路であるわけですが、今は、中津川のほうに県のほうもこの濃飛横断には力入れておっていただいて、特に、リニア関係で、中津川駅の関係で大きく今投資がそこらへ行っておるのは、これは承知のとおりでございます。

郡上市はどうかということですが、中津川と郡上市と下呂市というふうなことから、3市1村、そうですね。東白川村も入りましたので、3市1村の合同会議もとったりして、去年は郡上市のほうで会場でその合同会議、3市1村議会の委員会の合同会議もやっていただきましたが、その折にも話題となっておりますが、やはり今和良から金山のほうへはトンネル2本がつながりまして、着々と整備され、今は既に中津川へかかっているということで、あとは和良―八幡間の横断道路をどう位置づけていくかということにかかってくると思いますが、これはやっぱり郡上市、私どもがやっぱり力を入れないと、これはなかなか進まないのではないかなということで市長さんも

そういう、関係の市長さんもそうですが、日置市長もそういう考えでおっていただくとありますが、ことしは協議会のほうでも市のほうでも濃飛横断自動車道の早期推進に向けた看板をつくってアピールをしていこうというふうなことも予定をされて、予算化をされておるようでございますが、もう一步自分としては、これはやっぱり県に、郡上があんだけ頑張るんなら、これはやっぱりちょっとねじ巻いてでもちょっと早うやらにやいかんというふうなことにしていくアプローチをしたらどうかということの思いながら、どうかこの県の予算を待つまでじゃなくって、郡上市独自で試算でもいいもので、こういう線形でどうだろうかというやつをむしろ提言できたらいいかなと自分は思っております。

ということは、かつて平成12年の、今から21年ほど前になりますか。八幡町と和良村の当時の産業関係団体の自治会とか商工会とかという方が集まられて、この和良―八幡間の整備促進をするために、県のほうへ地域住民主導という形で、この濃飛横断の前身となる路線を提言されて、県も補正予算で1,000万円か見られまして、それで、住民主導型の道路という形で脚光を当時浴びたということが新聞紙上にも出ておりましたし、その当時、郡上―下呂間の中の路線の中で八幡―和良間の概略ルートというものが市島の大洞川をさかのぼって美山へ出て、それから、和良へ出て金山へいくというふうな線形の構想が立てられているようなこともありましたということを知りましたものですから、これはその当時のそういう人たちの願いがやっぱりあって、それにまたもう一度、そのことを、夢をもう一度じゃないですけども、今、ここで郡上市がその火を上げて、のろしを上げて県のほうへどんどんやってほしいという働きかけをすべきというふうに思いますので、市長さんに何とかその辺のこの、これ市長決断でやってほしいなと思って、時間を切りましたが、ちょっとこれ探してまいりました、市長。

当時、これは南部広域農道の図面なんですけれども、市島ロードといって平成8年の12月にL2,280メートル、これ1000分の1ですので、全部2メートル28センチの道路の設計図がずっところ。ちょうど口明方のライスセンターの例のところが入っていくやつですが、ちょうど八幡町の大洞を通っていく設計図になりました。このとおりにはいきませんが、こういったものが夢物語としてまだ中下の公民館に飾ってありましたものですから、ちょっとお借りしてきましたけれども、これはぜひやっぱり違う形で、今度は濃飛という形で、ぜひ市長、決断してください。お願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 清水議員の御提言に全部「そだね、そだね」と言えるといいんですけども、そだねと思っている部分と、ちょっと申し上げたいこともございますが、今おっしゃるように、濃飛横断自動車道は、やはりこの今、和良―八幡間を残しているということは、私たちにとっては非

常にやはりいまだこれがなかなか手がついてないということは、残念なことなんで一生懸命やらなきゃいけないと思っております。

特に、今まで岐阜県の道路投資がここずっと東海環状自動車道の西回りに非常にその負担金に取られているという状況がございました。そういうことであったんですが、平成30年度の予算編成の中で、巷間伝えられているところによりますと、NEXCOが財政投融資資金を使って、今までのフレームといいますか、枠組み以上にNEXCOの投資が入るということで、県の負担がかなり東海環状西回りにおいて軽減されるのではないかというお話がございました。

したがって、そうなれば、今まで東海環状西回りをやらなければならないから大変だ大変だと濃飛横断もこの次は中津川のほうしかやれないと言っておられた状況が、事情が少し変わるんじゃないかというふうに思っています。我々からすると好転をするという面もあるんじゃないかと思しますので、この際、おっしゃることはそのとおりでありますので、一生懸命組織を挙げて他の市町村ともそうですし、ましてや郡上工区をしっかりとやってくれというのは、郡上市がとにかく言わないといけませんので、一生懸命やってまいりたいと思います。

先ほどの看板の話も出ましたけれども、もう既に郡上大橋の南側のところに三面看板と、それから、和良の方須のトンネル出たところに看板を立てさせていただきました。濃飛横断自動車道早期実現ということで、やはり皆さんにも訴えていきたいというふうに思っています。

ただ、そのために、市も独自の何かルートの調査をやれということでございましたが、今、県のほうでいろいろと基礎的な調査をやっているというふうに認識をしておりますので、ただいま御提示のあったような図面等もその重要な参考になると思いますので、そういう既存の資料もデータもありますよということもお示ししながら、まずは、県のほうでしっかりこの事業に取り組むための調査を進めてもらいたいということを強く申し上げていきたいというふうに思います。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 市長、おおむね「そだね」になりましたことを感謝申し上げますが、本当にここでやっぱり郡上市が一番先頭に立ってこの和良―八幡間はやるしかないかなと自分も応援しております、市長もおおむねそういう感じで受けとめていただきまして、今後とも県のほうへ働きかけ、また、もちろん3市はもちろんでございますけれども、3市1村はもちろんですけれども、我が郡上市のほうも議会のほうも一緒になってこのことに取り組んでいくべきだというふうに心しておりますので、いろんなデータ等もまた提示しながら、ぜひ一日も早い着工、いい話の材料も今お聞きしましたし、どうか今後とも一緒になって頑張っていきたいと思っておりますので、市長、どうかよろしくお願いいたします。

以上、3点ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（渡辺友三君） 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

◇ 田代はつ江君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、8番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

8番 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

いつも欲が深い、欲が深いと思いながら、また、今回も何となく4つ用意してしまいましたけれども、最後までできなかつたら、また、次回にということですので、ゆつたりと御答弁のほうもいただいで結構ですので、お願いいたしたいと思います。

まず、4点質問を用意しましたが、最初に臓器提供に関する意思表示と延命治療のあり方ということで質問をさせていただきます。

臓器の移植に関する法律及び国民健康保険法施行規則の改正により、国民健康保険書の裏面に臓器提供に関する意思を表示する文面が書かれているのを皆さんは御存じでしょうか。私は、なかなか見る機会がなくて最近知りました。

これなんですけれども、1から3までのいずれかの番号を丸で囲むことになっています。これ臓器提供に関してのことなんですけれども。皆さんは、御存じの方もいると思いますけれども、ちょっと確認の意味でこの内容を紹介させていただきたいと思います。

一番最初に、1番として、私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植のために臓器を提供します。2番目は、私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。そして、3番目に、私は、臓器を提供しません。

さらに、この1番と2番を選んだ方の中で、提供したくない臓器があれば、この付記することにもなっています。署名年月日、また自筆で本人署名、そして、同じく、自筆で家族の署名を記入することになっています。

保険証がこのとおり名刺大の大きさでありますし、この書いてある裏面は、さらに細かい字で記されておりますので、ちょっとこれに気づかれる方は、気づかないという方は私だけではないと思いますけれども、これは、どこかへ提出したり、また、医療機関で確認したりするものなのでしょうか。

いずれにしても、脳死及び死後のことについては、元気であるときには、なかなか考えづらいことかもしれません。しかし、臓器提供により、病気の人が助かるのであれば、一人でも多くの人が賛同していただくことが望ましいことと思います。

ここでお聞きしたいと思います。この意思確認のカードをお渡しする際の説明ルートと、現在ど

れほどの方が意思表示をしてみえるのかどうかということをお聞きをいたしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） それでは、田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） それでは、お答えしたいと思います。

まず、意思確認のカードの説明と、現在、意思表示してみえる人の実態についてですが、臓器移植は、病気や事故によって臓器が機能しなくなった場合に、人の健康な臓器を移植して機能を回復させる医療であります。

臓器移植には、健康な家族からの肺とか肝臓、腎臓などの部分提供による生体移植というのと、また、亡くなられた方からの臓器提供による死体移植があります。最近では、平成21年7月に臓器の移植に関する法律が一部改正されまして、親族への優先提供の意思表示も可能となりました。また、平成22年7月、国民健康保険法施行規則の改正により、市でも国民健康保険証の裏面に臓器提供の意思表示を設置しています。

臓器移植についての意思表示には4つありまして、1つ目が健康保険証、保険証の発行団体が保険証の裏面に、臓器提供の意思表示欄が設置される取り組みが進んでおりますが、これは、やっている保険者とやっていない保険者がおります。

もう一つが、運転免許証です。これも自分の免許証を見て、初めて私も気がつくくらいなことなんです、平成22年秋以降に発行されました運転免許証の裏面には、臓器提供の意思表示欄があります。

また、3つ目は、意思表示カードということで、県であったりとか、市町村窓口、保健所、運転免許試験所、ハローワーク、年金事務所、コンビニ、スーパー等に意思表示のための、このようなパンフレットが置いてあります。

4つ目といたしましては、インターネットで、パソコンとか携帯電話から日本臓器移植ネットワークのホームページにアクセスしまして、臓器提供に関する意思を登録できます。インターネットで登録すると、ID入りの登録カードが発行され、自宅に郵送されます。以上の方法で誰でもが意思表示をすることはできる仕組みとなっております。

あと説明ルートのことですが、病院で最善の救命治療を受けた結果、回復の見込みがない場合に、意思が家族へ病状の説明と臓器を提供するしないの意思を確認することがあります。また、家族が医師へ健康保険証とか、先ほどの免許証とか、意思表示カードとか、その意思表示欄を提示することで本人の意思を伝えることが可能となります。生前に御本人が意思を表示することにつきましては、家族が意思決定をする際、やっぱり迷いとか負担を減らす助けになるかと思えます。

意思表示が実際どれだけやられているかということにつきましては、市内とか県内の実態はつかめませんが、日本臓器ネットワークが平成28年に10代から60歳代の男女3,000人を対象とい

たしまして、臓器提供の意思表示に関する意識調査をされました。その調査結果によると、意思表示欄の設置は、まず、運転免許証で約75%、健康保険証で約61%が進んでおりまして、意思表示している人の割合は、運転免許証では18.9%、健康保険証では18.3%でした。また、意思表示カードの認知度は68%で、そのカードを持っている所持率は22.8%、記入率は11.1%でした。インターネットによる意思登録の認知度は9.9%で、登録者は1.9%ということで、どれもそれほど多い数とは思えません。

臓器を提供するとか、臓器を受け取るということは、私たちはどちらの立場にもなり得る可能性があります。お一人お一人が家族と、やはり話し合い、意思を表示することが大切なことだと考えております。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。私は、保険証だけかと思っておりましてけれども、運転免許証、早速帰って見てみたいと思いますけれども、そういうのとか、いろんな方法で意思表示をする方法があるということを知りました。いずれにしましても、臓器提供ということも大変難しい問題だとは思っています。

続けての質問も少し、この元気なうちにとということで、ちょっと似通った質問になるかと思えますけれども、次の、私たちこの虹の会が、学識経験者の話を聞き、みんなで今勉強をしながら、提案に向けて意思を固めていることの一つに延命治療があります。治療をして元気にさせてもらえる治療なら、当然していただきたいと思えます。しかし、体中にチューブをつけ、食べることもできない、意思の疎通もできない、ただただ機械で生かされているというのは、本人にとっても、また家族にとっても大変つらいことだと思えます。私は、延命治療はやってもらわなくていいですという一筆をかかりつけの先生に渡してみえる方もあります。

岐阜県のある病院では、入院患者さんに、事前にアンケートをとられるところもあるとお聞きしました。病気になってからでは、なかなかこれは取り組みにくい問題だと思えます。先ほどの臓器提供の問題とともに、健康で元気なときにこそ取り組む問題だと思えますが、市としてはこれをどういうふうに見えるか、教えてください。

○議長(渡辺友三君) 答弁を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長(丸茂紀子君) 延命治療のそのあり方ということにつきましては、さまざまな考え方がありますが、本人の負担となるような延命治療はしないようにという考えられる方も現実多くなっている状況はあるようには思っています。

御本人が、御自身のその最期についての考えを表明するものとしたしましては、エンディング

ノートというものがあります。エンディングノートにもさまざまなところから発行されておりますが、郡上市では昨年2月に市民の方向けの講演会の中で、全国国民健康保険診療施設協議会が発行しているものを紹介いたしました。

このようなノートですが、これは現在、各振興事務所の窓口にもありますので、興味のある等の方にはお渡ししています。このノートの中には、やっぱり最期を自分がどう迎えるかというようなところとか、ここの中には臓器提供のこともあります。このようなどころではやっておりますが、このエンディングノートには、法的な拘束力はありません。ということで、法的に御自身の意思を宣言するものとしては、尊厳死宣言公正証書と言われるものがあります。これは、御自身の意思を公正証書として残しておくものです。ただ、この公正証書を残されたとしても、御本人に死が迫った状況になったときに、御家族が医師に、この証書を提示、示さなければ意味がないわけです。エンディングノートも同じなんです。御本人の意思がはっきりしているうちに、御家族と延命治療について考え方を共有しておくことが、やっぱり一番大切なことではないかと思われま

す。また、死に際して、どのような治療を受けたいかということは、御本人の価値観というものがやっぱり大きくかわることですので、死の考えを市民の皆さんに示すということは、大変難しいことかなとは思っています。

ただ、こうした内容について御相談があった場合につきましては、御本人の思いをしっかりと聞いた上で、このようなエンディングノートとか、例えば、公正証書など、適切な方法を御紹介していきたいとは考えております。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。ちょっと余談になりますけれども、お姑さんが、もうちょっと大変な状況の中にあって、御主人と、そしてお嫁さんが先生に呼ばれて、延命治療をしますかと、そういうふうにかかれたそうです。そのときに、御主人のほうは、本当のお母さんです。ちょっと兄弟とかみんなに相談してから返事しますと言われたそうです。

そしたら、先生がすかさず、「どなたが面倒を見られているんですか」と、そういうふうにお聞きになって、その場で「私です」といってお嫁さんが言われたら、じゃあなたの意見を尊重しよう、というふうに言われたという大変ちょっと私は感動したんですけども、そういうお話も聞きました。

死が迫ってくると、これは大変なことですので、元気なうちに、そういうことを意思表示をしていきたいと思えます。

少子化の進む日本では、対策には新たな視点が求められておりますけれども、夢論文で最優秀賞をとられた先生が、その中に書かれていた市民一人一人が、自分の最期の生き方を決めるという尊

厳を保障し、膨大な医療費という次の世代への負の贈り物を残さないこと。すなわち若者への命のプレゼント、この言葉につながる提案を今私たち虹の会では考えております。

以上で、まず1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目の質問に入らせていただきます。ピロリ菌の検査の導入と若者の検診の実態ということで、お聞きしたいと思います。

大阪の高槻市では、中学2年生を対象に、胃がんの原因とされるヘリコバクターピロリ菌の検査が実施されております。このピロリ菌、中学生や高校生でも5%が感染していると言われております。

佐賀県でも平成28年度から県内の中学3年生を対象に各学校で実施されております。尿検査の尿を用いて任意で感染の有無を調べるというもので、若いうちに予防しておけば、胃がんのリスクは大きく軽減されると言われております。

また、感染の疑いがある生徒には、追加で検査を行い、除菌までのサポートを行うとのこと。中学生のピロリ菌検査導入について、市のお考えをお聞かせください。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） 中学生のピロリ菌の検査ですが、胃がんというものは日本人に一番多い、最も多い発症するがんとなっております。WHOの世界保健機構によりますと、胃がんの原因の8割がピロリ菌によるものだとし、ピロリ菌を除菌することで胃がんの発症を大幅に減らすことできるとも言われてはいます。

ピロリ菌は、一度感染いたしますと除菌しない限り、胃の中に居続ける菌となるわけですが、日本でも約半数の人が感染していると言われておりまして、年齢が高くなるほど感染している割合が高くなるはります。

しかし、一般的には胃の痛みであったりとか、不快感などがなければ、余り幼いうちに急いで除菌する必要はないと考え、二十を過ぎたころから検査するのが望ましいとされております。

また、国の示す検証結果、がん検診のガイドラインというものがあるんですが、その中ではピロリ菌検査は、胃がんの死亡率減少効果は、その中では、ガイドラインの中では不十分というようなところが上げられております。自治体が行います対策型検診ということで、市でも行っていますががん検診というものは、費用対効果、費用をかけてどれだけの死亡を減らせるか。そういうようなさまざまな検証から効果があるということで対策型検診として取り組んでおりますので、現時点では、そのピロリ菌検査については、胃がん対策の検診としては推奨しないと、国立がん研究センターの見解は、感染していてもその症状のない健康な人への積極的なその除菌がふえれば、副作用とも言える、その下痢であったりとか、味覚障がいなど、重いやっぱりそのような作用、副作用を発症する可能性が否定できないというようなところも除菌のデメリットとして指摘もされております。

また、ピロリ菌検査、ピロリ菌の感染者が必ずしも将来がんになるわけではなく、若い世代への除菌が胃がんを減らす効果はまだまだ確実に実証されていないところが現状ではございます。

近年、その衛生状態がよくなったことで、若い世代、10歳代では、ほぼピロリ菌感染は1割にも満たないという低い状態ではありますが、市といたしましては、若年者への検査の実施については今後国であったりとか、県の動向であったりとか、データのなところも注意深く見ていきたいと考えております。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。ピロリ菌の検査については、勉強不足のこともありまして、今デメリットとか、いろんなことを教えていただきまして、もう少しこれは勉強してから一般質問すればよかったなと思っておりますけれども、それでもこの検査を行うことによって、今後さまざまながん検診の必要性を考えるよい機会となると思います。

関連の質問にはちょっとなるかと思っておりますけれども、若者のがん検診の実態と、そして、罹患の実態も、これは簡単で結構ですので、教えていただければありがたいと思います。

○議長(渡辺友三君) 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長(丸茂紀子君) 若い子たちのがん検診の実態ということで、ここの中では20代のこととでちょっとお知らせをしたいと思いますが、市が実施します若者、20歳代のがん検診には、子宮頸がん検診があります。ほかの胃がんとか大腸がん等は40歳以上ですが、子宮頸がんだけは20歳代から始めております。

子宮頸がん検診の全年齢の受診者、20歳以上の人口のところではいいますと、受診率は32.8%ですが、そのうち20歳代だけの受診率は、その20歳代の人口に対して12%ということで、2割にも満たない低い状態ではございます。

罹患の実態といたしましては、子宮頸がんのその全国的な罹患状況は20歳代後半から40歳代前半まで高くなった。あと大体横ばいになってきます。市の検診の結果から、子宮がんの発見状況は、ここ数年来、20歳代の方の発見はありません。平成17年度から経年的には30歳代からの発見が見られます。平成28年度の国民健康保険の国保医療費のレセプトから子宮がんの外来治療状況を調べてみますと、20歳代の方の子宮がんの治療は見られません、国保のことですけれども。40歳からの子宮頸がんの治療が見られまして、50歳代から子宮体がんの治療が見られるという実態があります。

ただ、市といたしましては、増加するこの子宮頸がん予防対策といたしましては、今まで以上に若い方にぜひ受けていただけるように積極的に普及啓発に努めていきたいと考えております。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 要するに、がん検診は、若い人たちはなかなか受けにくいということもありますので、こういうことを機会に、もっとPRをされて、検診を受ける必要性を訴えていかれるといいと思いました。

それでは、第3番目のいじめ問題について質問をさせていただきます。

新聞紙上とか、ニュース等で報道されるいじめ問題は相変わらず後を絶たないようですが、郡上市においては大きな問題となるようなこともなく、大変ありがたいことだと思っておりますが、ここでちょっとお聞きしたいことがあります。

それは、他県で起こるいじめ問題を市としてはどのように認識をしてみえるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 新聞やテレビでいじめの自殺の報道を目にするたびに、大変心を痛めるとともに、こうした命にかかわるいじめ等の問題に迅速かつ適切に対応する機運が高まったことによって教育委員会制度の改善がされたこと、また、この制度において新教育長に託された使命と責任の重さを強く感じておりますので、このことについては、私より答えさせていただきます。

いじめは、どの学校にも起こり得ると。その認識のもと、郡上市においてもいじめの未然防止、そして、早期発見、早期対応のために学校、家庭、地域社会など、協力を得て取り組んでいるところです。

いじめを未然に防止するには、子どもたちにとっても教職員にとっても学校が楽しい場所ではなくてはなりません。いろんな個性や障がいへの理解を深め、お互いの違いを認め合う人権意識や、いじめを絶対にしないという風土づくり等が大切だと考えています。

そのために、郡上市の小中学校では、どの学校においても、命と人権の尊重を基盤とした教育活動を行ってきております。児童生徒がお互いのよさや頑張りを認め合ったりする活動が位置づいてきています。

特に、いじめのきっかけとなりやすい言葉については、児童会や生徒会などの取り組みの中で、児童生徒が自分たちで温かい言葉、ぼかぼか言葉とか、ふあふあ言葉などをふやし、人を傷つける言葉、ちくちく言葉などをなくそうとする活動を行ったり、生徒会等で作成した人権宣言を確認し合う集会を開いたりするなど、全校の誰もが安心して楽しく学校生活を送れるような取り組みが行われています。

また、命の大切さを知らせる命のカリキュラムに基づいた計画的な指導や赤ちゃんふれあい体験等の、そういう体験を通して自他の命を大切にすることにも取り組んでいます。

こうした活動を粘り強く継続していくことがいじめの未然防止、または、早期発見、早期対応に

つながると考えております。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。

次に、続いてお聞きしようと思っていた予防対策についての教育現場の先生とか教育委員会とか、また、行政との連絡がどのようになされているかということも大体今お答えをさせていただいたように思うんですけども、まだ、そのほかにありましたらあれですけども、今、教育長さんがお答えいただいた中で、こういうことも含まれていると解釈していいのでしょうか。

○議長(渡辺友三君) 教育長 石田誠君。

○教育長(石田 誠君) 未然防止については、以上のようなことを取り組んでいるということですが、特に、早期発見、早期対応についての具体的というふうに御質問があればお答えしたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) いいですか。そしたら、今、教育長さんおっしゃいましたように、まずいじめの取り組みについては、防止の取り組みについては、未然防止と早期発見と早期対応のこの3つが一番大切なことだと思います。

いじめの早期発見、早期対応に向かって、これは茨城県の取手市というところですけども、匿名でいじめの通報ができるアプリ、ストップイット、そういうのを全市立中学生の生徒が無料でダウンロードできるようにしている、そういうところもあるんですけども、その未然防止とか、そういうことについてもう一言お願いしたいと思います。

○議長(渡辺友三君) 教育長 石田誠君。

○教育長(石田 誠君) 日常的に行っている未然防止については、ただいま申し上げたようですが、いじめの早期発見、早期対応について非常に重視をしているということで、その取り組みについて簡単に6点申し上げます。

1点目は、児童生徒の発する小さなサインを見逃すことがないように、アンケート調査を年3回以上実施しておりますし、職員との面談を通して被害者の訴えが教員に届くよう努めております。

2点目ですが、できるだけ子どもたちに寄り添って、教職員による発見、または他の児童生徒からの、また、保護者等からの情報を収集するように努めております。

3点目には、組織的な対応としていじめられている児童生徒を絶対に守るという学校の強い姿勢を子どもたちに示すとともに、一人で抱え込むことがないように、情報を共有して、組織で取り組

むようにしております。

4点目については、教育委員会として市教委に報告された内容を受けて、必要に応じて生徒指導の担当や相談員の派遣、それから、被害者等の心のケアの職員を派遣をするように支援をしております。

5点目については、児童生徒の生命または身体に現に被害が生じたり、まさに被害が生じるおそれがある場合については、総合教育会議で協議、調整することを整えております。

6点目には、教育委員会以外の行政等の対応については、これはいじめに限りませんが、不登校とか虐待の家庭への支援の必要な児童生徒にかかわるケース会議を実施し、児童家庭課と連携して行っておりますし、教員、それから、地域の保健師、または、民生委員等の協力をいただいて、子どもたちを支援しております。また、必要に応じてカウンセラーの派遣や警察の協力を得て、早期対応と、それから、心のケアにも努めております。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。未然防止、早期発見、早期対応について、あらゆるところと連携をしながら、このことに対して取り組んでいただいているおかげで、郡上市においては大きなこういういじめ問題というのが影を潜めているような気がするんですけども、その成果のおかげだと思います。ありがとうございました。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

障がい者、高齢者、子育て中のお母さん、そして、観光客にも優しい道づくりということで質問をさせていただきます。

現在、八幡町の町の中では、新町周辺の道路の改修が行われています。今までがたがたした道路がフラットな道路に生まれ変わっています。見ばえのよい道路が、必ずしも人に優しいとは言えませんが、これは、市民の方からお聞きしたいろいろな意見です。ちょっと5つほどありますので読み上げたいと思います。

車椅子、ベビーカー、また、高齢者の方の手押し車ですけども、その通行の不安で、道路の傾斜がどうしても車道のほうに傾いているということで、そういう声をいただきましたので、きのうベビーカーをちょっと引きながら、何も乗せないベビーカーを引きながら、その愛宕の駐車場から、観光客の方がこういうふうに入られるところをベビーカーを持って引いて、ちょっと歩いてみました。そうしましたら、やはり歩道がやっぱり整備がしていないのが、もう何年も整備が、特に愛宕町の辺なんですけれども、してありませんので、もうがたがたのところを本当にひどくて、ともすると、車道のほうへ傾いていってしまうという、これは実感として感じました。また、

段差のがたがたもあります。これは、車椅子とかベビーカーへの衝撃はかなりあると思います。

そして、つるつる滑る舗装というのは、足の弱い人には大変不安定であると、そういう声もありました。また、これは、直接道路の問題、道路のその構造の問題ではないんですけども、歩行者の邪魔になる看板や障がい物が道路の道路にはみ出して、その看板や物を避けようとして車の前にはみ出す歩行者があり、とてもこれも危険ですということもありました。

最後にもう一つは、交差点で左右を確認するのに、そのときに、やっぱり邪魔な看板とか、旗とか、看板とか旗というのは、なかなか商売をやってみえる人のものですので、市のほうでどうのということちょっと大変なことだと思うんですけども、その看板とか旗が邪魔になって、不安な気持ちで、今出ていっていいんかどうなんかなと思いつつながら不安な確認で進むことになるので、これも大変危険です、こういうふうな声を聞きました。

今回の補修工事でも、新町の補修工事なんですけれども、それも何回か市民の意見とか要望を意見交換されたというふうにお聞きしております。そのときにどんな意見が出されて、そして、それをどんなふうにご考慮されて今回の改修をされたかということがわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、お答えをいたします。

現在、八幡町市街地、新町周辺で行っております道路改修につきましては、平成13年度に道路美化事業として実施されたものであります。平成13年の当時の整備にあつては、地区住民の方々のワークショップ等が開催され、住民意見を反映されながら整備されたものというふうに思っておりますが、整備後におきまして、縁石のがたがたであったり、そうした改良要望、苦情等があったことも承知いたしておるところでございます。

そういうところで、15年が経過しまして、道路の劣化、舗装の劣化なんかも激しいというようなことで、今回整備、再整備をするということで今計画を進めておるところでございます。

そうした中で、地区住民の方々の要望等をできる限り反映する、そうした計画というふうにするために、平成28年度におきまして、地区の代表者会議を立ち上げました。沿線の8つの地区の代表者の方、17名の方々によりまして、再整備の方針であったり、舗装の計画、縁石、それから、排水の計画、そうしたものを合計で6回の検討会を開きました。その検討会を開きまして、また、さらに多くの地区のそれぞれの住民の方々にも意見をお聞きするために、地区の説明会を5回開催しまして、まとめ上げてきたものでございます。

地区の代表者会議、それから、地区の説明会の中で出た意見としましては、通常の黒いアスファルトでは景観上はよくないであるとか、冬季の雪かきの際に、段差にひっかかって手首を痛めるよ

うな危険性があるとか、それから、水路のふたも修繕の必要がある。また、かくら石を平らにして音を軽減することはできないか。

あと地区説明会のほうでは、車椅子の生活の親族が現状の縁石に不便さを感じているであったり、多分ベビーカーも同じだと思いますけれども。それから、交差点は滑りやすいので、滑りどめの施工をしてもらえるのはありがたいとか、水路上の看板を出している店舗があるので何とかしてほしいとか、こうしたさまざまな御意見がございました。

こういった御意見を踏まえまして、策定された整備計画については、主なものとしては、まず、水路沿いの縁石によるがたがたを解消するために、既設のかくら石は撤去をいたしまして、かわりに御影石の施工を取り入れ、滑りどめの加工もして実施をしていくところでございます。

また、交差点部の石畳でございますけれども、一部は撤去して、大半は残しますけれども、がたがたを軽減するために石を削りまして、また、平坦性の確保を図ることと、滑りどめの加工をします。

あと道路両側の水路のふたの傾斜であったり、そうした段差の著しいところは、ふたを再設置しまして、そうした段差を解消すると。そうした形で、あとは舗装については、町並みの景観に配慮した色彩、経年による骨材の剥離を減少させるなどで舗装の強度を図っておる、そういった整備をいたしております。

これらの再整備によりまして、地区住民の方々が今まで課題と思われた点は、おおむね解消できるというふうに考えております。また、景観にも配慮した整備ができるというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。郡上市の中でいっぱいこういうところは、まだまだあると思います。今回、新町の道路の改修なんですけれども、新町以外でも透水性の歩道ということで、雨水を吸い取るという施しがされるということで道路を直されたところが、もう今や雨水も吸わないし、その石がぼろぼろ掘れて、そして、そこに穴があいたり、小石が、その家の土間の中まで小石が飛んできたりして、特に戸なんかをはめてみえるところは、レールにいっぱい石が入り込んで、それもきのう見てきたんですけれども、入り込んだり、また、入り込んだりしますので、戸車が傷んでしまうんですね。

それとか、小石が飛んではねてくるので大変危険であるとか、こういうところはたくさん郡上市の中にあるので、次はどこ、次はどこというわけにもいかないと思いますけれども、順次改修をお願いをしたいと思っておりますし、今後、自治会で通行に不便、また、危険な箇所のアンケートをとった

り、また、児童生徒の通学路の危険箇所の把握とか、子育て中のお母さんのベビーカーの不安はないとか、また、車椅子、視覚障がい者の方の話を聞く機会などを、そういう改装のたびに持っていただいて、そして、優しい道づくりに御尽力をいただければありがたいと思います。大変に事細かに説明をしていただきましてありがとうございました。

以上で、一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時30分といたします。

(午後 2時17分)

○議長（渡辺友三君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時29分)

○議長（渡辺友三君） ここで、先ほどの質問に対しまして市長より発言が求められておりますので、許可いたします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ちょっと発言の訂正をさせていただきたいと思いますが、先ほどの清水議員の御質問に対する回答、新市建設計画のところで、最初の10年と、それからその次の「5年約260億円」と言うべきところを「50年260億円」と言ったそうでございますので、「5年」というふうに訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

○議長（渡辺友三君） 次に、三島市長公室長。

○市長公室長（三島哲也君） 私のほうからも、先ほどの建設計画のところで修正をさせていただきたいと思います。

30年から残りの5年間のところで、259億円ありまして、そのうち162億円が完成する見込みとなっておって、「97億円がこの中で30年以降に残っている」と言いましたけど、162億円はもう既に完成しておるところでございますので、30年末、この5年間には、あと97億円についても、この5年間で実施してまいったということでございますので、この5年間は259億円が実施できたということになりますし、最後のほうに言いました、そのうちのあと2年間につきましての78億円が残っているということでしたので、最初の「30年以降、97億円が残っていた」という部分は修正させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長（渡辺友三君） それでは、9番 兼山悌孝君の質問を許可いたします。

9番 兼山悌孝君。

○9番（兼山悌孝君） それでは、議長の発言の許可をいただきまして一般質問を行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。監査委員をやっております、久々の一般質問でございますけれども、何か緊張しております。

まず、第1点の29年度の事業の市長評価ということでございますけれども、29年度の公式な事業評価というのは、年度がかわってから、我々議会や、あるいは諮問機関が行うことでありますので、それらに影響が及ぶことのないように以下の3点に絞り質問したいと思いますけれども、大半は13番議員の質問と重複しておりますので、3点を一括で読み上げますので、答弁のほうをよろしくお願ひします。

日置市政も3期目を2年経過するところでございますけれども、過去の2期に比べて、やっと思いのこもった色の出せる事業ができつつあるなどと私は思います。もちろん、市長が日ごろ言われておられる身の丈に合うような制約はあることとは思います。

さて、29年度の施政方針の中で、市長は、これからの郡上市が魅力にあふれるまちとして持続発展を続けていけるよう、第2次郡上市総合計画及び郡上市まち・ひと・しごと総合戦略に掲げた諸施策を、郡上市観光立市郡上の旗印を掲げ、いわゆる観光でなく、郡上市の光に磨きをかけるように総体的な諸施策を盛り込んでいきたいと演説されました。このことは郡上市民の幸せと市外の人々が郡上市へ訪れたいくなるようなまちづくりを諸事業に含め、あわせ狙ったものであったと思います。

そこで、平成29年度を振り返り、市長が思い描いた観光立市郡上の第一歩であったか、お伺ひしたいと思います。

次に、第2点目として、受け取り方によっては第1点と重複しておるようですけれども、全部の事業が同じ方向を向いていたかについて伺ひます。

観光立市郡上の理念をもとにした取り組みは、一般的な観光の意味する観光施設や旅館業、運輸業、お土産などの製造業だけでなく、歴史文化や自然環境、景観、商工業、農林水産業、福祉、教育、地域づくりなど、あらゆる分野を連結させて、相乗効果を狙うものであり、市においても、多くの分野にまたがり、かつ個々の施策を連携、連結して進めることが必須であることとして、各部局の連携を進化させ、政策能力を高めていくために、観光立市郡上推進本部を設置して事業展開をされてきたと思います。

このような観点から、平成29年度事業を振り返って全職員が観光立市郡上の理念をよく理解し、同じ方向を向いていたと思われませんか、お伺ひいたしたいと思います。

また、続いて3点目については、30年度の事業が観光立市郡上のステップアップとなっているか

をお伺いしたいと思います。

このことは予算特別委員会にて、各事業について議会も審議したところではありますが、改めて30年度の施政方針の中にも触れられておりますが、お伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（渡辺友三君） それでは、兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います、平成29年度は、実質的にはあと残り少ないという時期に来ております。そういうことではあります、そういうことで、29年度の事業を振り返ってみて、いろいろな観点からの御質問であります。

翌年度の予算を、新年度予算を編成するときに、大抵は、もちろん決算の出た今年の予算編成作業で言いますと、28年度の決算をもとにしてどのような行政的な成果と申しますか、そういうものを上げたのかというようなことと、それから現在進行形の当該年度の施策が今どこまで来ているというようなことは、ヒアリングをしながら、次の新年度の予算の編成をしておりますが、御質問がありました平成29年度の予算編成に当たっては、郡上市の総合計画、あるいはまち・ひと・しごと総合戦略、そういうものを進めていく一つの政策的な旗印として観光立市郡上ということをお申上げたわけでありまして。

そのことについては、御指摘ございました市の職員の皆さんの御理解はもとより、また市民の皆さんからも申し上げている趣旨をよく理解していただけるならばと、いただきたいと思っております。特に市民の皆さん方にも、ことしは、毎年、毎年度行っているんですけれども、7カ所で行う市民との懇談会、それにおいても全て、今、私どもが観光立市郡上の推進ということをおこういう意味で立ち向かわさせていただいておりますということは、それぞれの会場ごとに御説明をさせていただいたというようなことではあります。

なかなか観光立市郡上というと、先ほどもちょっと話が出てはいたしましたが、福祉は置いてけぼりとか、そういうふうにお思われがちですけれども、そういう福祉等も含めて、あるいはそういう福祉を高めることこそ究極の目的として、こういう施策をやっているんだということをおこれからも御理解を求めていきたいというふうにお思ひます。

庁内と申しますか、この市役所の中を振り返ってみますと、職員の皆さんは、私の個人的な感想としては、申し上げているところをおよく御理解をして取り組んでいただいたというふうにお思ひしております。推進本部をお青木副市長が本部長となつていただけて、そうした取り組み体制をおつくっているいろいろな観点から御検討をさせていただきました。

初年度ということをお、先ほど青木副市長のほうからの答弁もありましたけれども、まだまだ御検討不足、突っ込み不足のこともおございましたし、そうしたいろいろな御検討をお全て平成30年度の予算でお具

体的な施策化されたわけではありませんけども、少なくとも、しかし、そういう全庁的な観点からいろんな検討をしたことの政策の芽というものは出せたのではないかというふうに思っているところでもあります。

こうした施策の、したがって、目的とその向いている方向については、そごはなかったというふうに思っているところでもあります。ただ、政策効果、成果として十分なものが出たかどうかということは、決算も含めて、さらに検証もしていきたいというふうに思っているところでもあります。

それから、そういうことで、今申し上げたことと重複するかもしれませんが、いろいろな事業をそういう非常に従来一般的に言われている観光という意味よりは、広い意味で施策展開をしていくんだということではいろんなことをやってまいりましたけれども、そうした取り組みが進められてきたのではないかというふうに思っております。

例えば、そういうスポーツ振興というようなこともスポーツツーリズムの振興というようなことを含めてやっていかなければいけないというような、従来の例えば縦割りの行政というだけの観点でない観点を進めていっていただけたのではないかというふうに思っております。

したがって、そうしたことをさらに30年度の事業につないでいくというようなことで、御提案をしているような各般にわたる施策を展開させていただきたいというふうに思っております。

先ほど青木副市長の推進本部長の答弁にもありましたように、基本的に基礎的なこともやらなければいけない新データベースの構築とか、そういうことであるとか、新しい魅力ある観光商品づくりというようなことで、これまで特に交流のあった岐阜大学等の、国際交流という面で展開してきた岐阜大学の外国人留学生等呼んできて、いろんな助言をいただいて観光商品をつくるというようなテーマも予算の中に織り込みましたし、それからまた余り詳しくは説明しておりませんが、観光立市郡上を目指すからには、職員みずからが少なくともある程度の英語はしゃべれなければいけないというようなことで、来年度の職員研修の中には英語の語学学習といいますか、職員のそのようなものも取り組ませていただきました。

そのような形で、いろいろ大小さまざまありますけれども、いろんな取り組みを平成30年度でつなげさせていただいたと思っています。まだまだこれでは十分とは言えませんので、さらにいろいろ検討を進めながら、財政の許す範囲の中で施策を展開していきたいと思っています。

(9番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 兼山悌孝君。

○9番（兼山悌孝君） ありがとうございます。私も昨年度、29年の施政方針をやられたときに、観光立市と言われたときに、観光の観は普通の観光じゃないと言われたときに、話を聞くと、それなりに理解はできるんですけども、じゃ実際にそれが全部浸透していくかなというところに関してはどうかと思うところがあったんですね。

その点、先ほど職員だけでなしに、7カ所を回った懇談会の中でも説明をされてこられたということで、それなりに市民の方にも理解は得られておると思うんですけれども、ただ、多分、多分です。長いことかかるんじゃないかと思うんですよね。

そのところがこの30年度が、29年がもととすると、第一ステップということで、なるべくなら市長御在任のうちに完成というのはないと思うんですけど、形が見えてくるといいかなと思っておるんです。その中で、またなお一層の研さん、私たちも含めてですけれども、お願いしたいと思います。

また、こんなことを言うと、ちょっと申しわけないんですけども、先般予算特別の中で出た八幡を中心とか、八幡を核にとか、八幡から展開していくというような話があったもので、私は、観光立市って優先順位があるんかいというお尋ねをしたんですね。

それに対しての、何というんですか、今までの既成的な優位性というか、知名度とか、そういうものがあって、そこから始めたいというような申され方やったと思ったんですけども、ただ、それならそれで、何というんですか、周りで一生懸命地域づくりをしとる人たち、そういう人たちに、そこの市の市長及び市の計画、方針が浸透していく、あるいは理解していってもらわないかん。

特に、周りというのは、高齢化してまって力がなくなりかけとるもので、待っとれんぞというような焦りもあると思うんです。その中では、グラウンドデザインわかりやすくしていただければ、そこに対して同じ目標を持って燃えていけるんじゃないかと思しますので、説明をされているということですけども、グラウンドデザインとして見える形で、なお一層努力していただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

続きまして、これちょっと難しいんですけども、内部統制について伺いたいと思しますので、よろしくをお願いします。

私は、議会選出の監査委員として2年間職務を務めてまいりましたけれども、監査委員には県や中部地方、あるいは東海、近畿、北陸地方の合同の3地区大会と、それから全国大会の合計5つの大会と研修会がございます。この2年間の全ての大会に代表監査委員の大坪監査委員さんと、そして事務局の武藤君と参加してまいりましたが、29年度の研修においては、内部統制についてというのが主なものであります。

でも、何回聞いても難解なんですね。本当に難しいんですけども、採用されることになれば、監査委員は深くかかわっていかねばならないと思いますが、そのときには、議選の監査委員がいいのか、あるいは専門を持った監査委員がいいのかということもありますけれども、法律としては、平成32年から県や、あるいは指定都市は、自治法の改正によって、その内部統制を行わなければならないとなっております。

そして、この法律が採択される際には、衆議院の総務委員会において、県や指定都市以外の市町

村にあっても方針を策定し、体制の整備を促進するようということで、政府に対して附帯決議がつけられております。行政を執行するに当たりガバナンスのあり方とか、責任の所在を明確にするということは大変大事なことだと思っております。

しかし、郡上市は、ちょうど32年と言うと、改選のタイミングに当たるんですね。そこで、この話を聞くと、市長も答えにくいところがあるかもわかりませんが、ただ、もしこれに沿った採用に近づいていくのなら、もうそろそろそういう研修準備をしていかないかと思ってお聞きしますけれども、この市長の御所見をひとつよろしく願います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。今、兼山議員から御質問のあったことは、昨年の29年6月9日付の地方自治法一部改正という中に設けられた規定でありまして、片仮名で言いますと、ガバナンスということが問題にされておまして、地方自治体においても企業においてもそうなんですけども、いわばその経営、運営に当たって、例えば法令に適合しないことが行われたりとか、あるいは財務の処理が適正に行われないこととか、あるいはこれまでもいろいろ議論されておりました個人情報の保護は十分でなかったりとか、いわゆる組織運営上のいわばそうしたミスが、それがミスでなくて故意に行われるのは、なおよくないんですけども、そういうようなことで内部の、しかし、仕事の仕方をしっかり、基本方針を定めて、そしてそれに基づくマニュアル等をつくって誤りのないようにしていくべきだと、こういう議論の中で改正をされたものでありまして、御指摘のように、地方自治法の150条という改正された条文の中で、都道府県及び政令指定都市は、それぞれの自治体の内部統制に関する基本方針を長が定めて、それに基づいて行政やっぴいけなさいと、その内部統制のための方針を定めたときは、それは公表をするとか、あるいは毎年度毎年度そうした方針に基づいてどのような行政がされたかということを議会にも報告をしなさいと、議会に報告する前には監査委員の監査を受けて報告をしなさいと、こういうものでございます。

一般の市町村については、そういう内部統制の基本方針を定めるよう努めなければいけないという努力義務になっているわけですが、ただ、御指摘もございましたように、法律を通すときに、それは一般の市町村もできるだけやるべきだというような附帯事項がつけられたように記憶しておりますし、恐らくこういうものは、都道府県、政令市という形で義務づけられているところは当然のこととしながら、努めなければいけないということは、やらなくてもいいというよりも、むしろこれからの自治体は恐らくそういうように一般市町村も努力義務に法律はとどまっていますけども、恐らく相当の一般市町村がこの法律に基づいたような内部統制によるこうしたガバナンスの確保ということは立ち向かっていくんじゃないかというふうに思っております。

そういう意味で、ただし、法律の施行は、平成32年の4月1日からということですので、まだちょっと時間的には余裕がありますし、それからどのようなことについて基本方針を定めるかということについて、財務事務その他総務省令で定める事項というふうになっていまして、その総務省令がまだ示されておりません。

したがって、具体的に法律の求めているものがどういうことについておのおのそういう基本的な方針を定めるべきかということについては、まだ必ずしも明らかになっておりません。

ただ、今こういう自治法改正がなされたものですから、先行的にこういう法の規定がなくてもやっているところの先行事例がいろいろ既に紹介されております。特に、全国的に有名なのは、浜松市が有名なんですけど、調べてみましたら、岐阜県内でも、岐阜市さんはもう既にこの内部統制基本指針というものをしっかりつくって、この法にほぼ定められているような運用をされております。

したがって、私個人の思いとしては、これはいずれ各市町村、特に先進的な市町村はこれから法律に義務づけられていなくても取り組んで、そして自治体の事務を誤りなくこうやっていくというこの体制の確立は早晚必要になってくるんだろうというふうに思っておりまして、去る2月13日の定例庁議におきまして、自治法改正がされたんですけども、まだ施行はちょっと先のほうですけども、それぞれ皆さんもこの法の精神といいますか、そういうものをよく勉強して、研究しておいてほしいということで、特に法令の関係の総務課、あるいは行政改革担当の企画課等において中心に、よくこの郡上市としては、これにどう対応していくかということを検討してもらいたいという宿題を皆さんに出しております。

私としては、そういうことで、施行は平成32年の4月1日からですけども、法律のできれば、この30年、31年ぐらいにそうしたことに対する研究を十分進めていければというふうに考えているところでございます。

(9 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 兼山悌孝君。

○9 番（兼山悌孝君） ありがとうございます。最近企業でもコーポレートガバナンスですか、かなり組織を運営するに当たり責任の所在とか、そういうものを明らかにしていくという形でやられておられるようですので、時代の流れが変わってきているのかなという思いでありますけれども、またその節には議会のほうにも勉強させていただくような機会を与えていただければ幸いですので、よろしくお願いします。

それでは、続きまして最後の質問でございますけれども、これは医療システムの募集困難についてでございます。

全国的な傾向であると聞いておりますけれども、ドクターを初め、看護師さんや薬剤師さん、あるいは理学療法士さん、介護士さん、それから保育園の保母さんなど、当市においても人材難でござ

ざいまして、一般職や、あるいは消防署の職員の方は、まだ採用されておるところでございますけれども、医療の職種の方は確保がなかなかできていないというのは現状でありまして、組織を運営するに当たっても、ここに至ってはちょっとずつ心配、不安なところが出ておるところですけれども、今回採用試験においては、採用年齢を50歳まで引き上げてもらいましたけれども、なかなか思うようにいっておらんのかなというようなふうに見ておりますが、どうなんでしょうね。何かそれ以上のええ手だてがないものかお聞きしたいんですけども、私も腹案もないんですけども、よろしく願います。多分医療系のほうから、ほんなら。

○議長（渡辺友三君） 郡上市民病院事務局長 古田年久君。

○郡上市民病院事務局長（古田年久君） では、私のほうから、病院の取り組みについてお答えをさせていただきます。

医療系、医療職員等の募集につきましては、今お話ございましたように、年齢要件を39歳から50歳へと緩和をさせていただきました。

ですが、大学を訪問していろいろ意見を交換する中で、郡上市の試験日がどうもほかの医療機関等の試験日と比べて遅いという状況が見えてきましたので、その年齢要件に加えて、来年度からはその試験日をもうちょっと早めさせていただいて、中濃地域の他の病院と同じような時期に郡上市のほうも試験日を設定できるように、郡上市を受験しやすい日程に変更させていただこうというふうに今考えておるところでございます。

このほか市外向けの取り組みとしまして、新規就職予定の看護学生の方、こういった方を対象に民間の就職情報サイトというものがあるんですけども、これがマイナビというサイトですけども、ここを活用させていただいて、就職情報を提供させていただいております。

そういう中、3月の21日に開催される新規就職者への就職ガイダンス、マイナビ岐阜というものが岐阜市で行われますけども、こういったものへの参加を予定しております。4月7日には、病院見学会の実施も予定をしておるというような状況でございますし、また看護専門学校、大学等を直接訪問させていただいて、求人や就学資金の貸付制度等の案内も実施をしているところでございます。

2月20日には、大垣女子短期大学、3月3日には、看護協会、それから今週の金曜日、3月16日には、下呂の看護専門学校の就職のガイダンスのほうへ出向かせていただくということですし、そのほか大垣女子短期大学の看護学生の病院見学なんですけども、これを3月2日に実施しました。看護学科の1、2年生、23名、それから引率者の方2名、計25名の方の参加があったということでございます。

また、郡上市民病院では、看護専門学校や大学の看護学生の実習についても、順次受け入れをしております。29年度としては、下呂の看護専門学校は31名ですし、愛知県の弥富看護学校でも3名、

それから平成医療短期大学として12名、計46名を受け入れているというような状況もございます。

さらに、薬剤師を確保するために、毎年度岐阜薬科大学主催のOB・OG就職説明会というものがあるんですが、こちらにも参加をさせていただいておりますし、今年度からは名古屋市内に薬学部を持つ名城大学、それから愛知学院大学、金城学院大学を訪問させていただいて情報交換を行いました。

そして、この3月11日には、愛知学院大学の薬学部の主催の合同企業説明会にも参加をさせていただいたという状況もございます。

それから、市内向けの取り組みとしましては、昨年7月になりますけども、郡上高校におきまして、医療従事者をめざす生徒を対象に市内の病院、昨年場合は、鷺見病院と国保白鳥病院と郡上市民病院の3つでしたが、これが共同をしてガイダンスの実施をさせていただいております。参加者は23名見えました。

なお、来年度は郡上北高校のほうでも実施できないかなというふうには考えてございます。

こうした職員募集に係る取り組み以外に医療従事者の底辺拡大のために、国保白鳥病院では、ふるさとしろとり夢まつりの共催イベントとして、昨年の11月に小学生を対象とした病院体験ツアーというものの実施をしております。参加者は、小学生が57名、保護者が13名というようなことです。

それから、市民病院や国保白鳥病院、和良診療所では、中学生の職場体験の受け入れをしております。そのほか2病院では、郡上高校、郡上北高校のインターンシップの受け入れや岐阜県看護協会と協力したふれあい看護体験を毎年実施しております。

平成30年の2月17日には、県北西部地域医療センターの主催で、将来医師になりたいという志を持った中学生、高校生及びその保護者を対象としましてキャリア学習講座、親子で学ぶ医学部進学セミナーというものを新たに実施し、中学生が12名、高校生が2名、保護者4名という参加がございました。

現在はこのような活動を行っておりますが、これからも小学生から中高生を初め、その保護者や地域の大人も含めた幅広い階層に向けた医療従事者の確保のための啓発活動を積極的に行っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） 私のほうからは、介護職員であったり保育士等について御紹介したいと思いますが、基本的などのように学生に来ていただくかということについては大きな変わりはないんですが、介護職員については、例えば借楽園の例をとりますと、福祉系の大学からの実習生の受け入れというところで、郡上市においては、中部学院の短期大学部が近いですので、そういうところから29年度はございませんでしたけども、28年度に実習生を受け入れ、30年度、新たに新規

採用となる方は、そのときの実習生であったというようなことがあります。

あとは、当然施設が今、大和にありますので、大和中学校の生徒さんは毎年介護体験ということで、10月に3日間の体験学習を、そのようなところを受け入れております。このように子どものうちから介護であったりとか、身近な体験実習をすることが、それが専門的な道へ進む大きな要因となり、その実習場所の環境、職員の方が明るく働いているとか、そういうような環境を見て、郡上市で働いてみたいというようなところが実際に学生さんであったりとか、就職された方の印象としてはあります。

偕楽園では、29年度、初めてですが、実際に園から大学のほうへ、中部学院大学であったりとか、美濃加茂にありますあじさい看護専門学校等にも出向いて、その中で施設であったりとか、郡上市の紹介、またそういう郡上市出身の生徒がいたらぜひ紹介をしていただきたいというようなところをやっておりますし、社会福祉協議会がやっております介護職員の初任者研修にも、講師として職員が出向きます。そのときで、まだ就業してみえない方には、そういうときに事業所のPR等もさせていただいております。

あとは、中部学院短期大学の主催の介護体験セミナーと、1日間ですが、それが毎年偕楽園においてやっておっていただきます。そういうようなところでも、二、三人の市内の高校生の参加があるというようなところで、そういう機会を大切にしながら、将来こちらのほうで勤めていただけるようにつなげていきたいというところを思っております。

保育士につきましては、市内には、公立、私立、19により、直近の園児数は1,275に対して保育士、幼稚園教諭は203人の方が市内で勤めてみえます。市では、常勤の保育士とか、幼稚園の教諭の確保のほかに、資格はあるんですが、子育て中でフルに働けないという方を登録保育士としてお願いしております。現時点では46名が登録してみえまして、急な職員が対応できないとき、休みとか、そういうときに登録保育士さんの協力を得てやっております。

このところで、入園児数については、未満児が増加しております。年度途中の増加とありますので、これから少子化の状況ではありますが、保育の需要は大変高まってきていると思います。保育士等の人材確保の方策で、国のほうでは保育士の処遇改善で、施設型給付費に係る加算等が年々上がっておりますので、賃金面では処遇改善が図られていると思います。

また、29年度に市では、保育士の負担軽減や離職防止の図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対して、保育士資格を持たないけれども、短時間勤務の保育補助員の雇い上げに対して必要な予算を計上しております。

また、新卒の保育士を確保する一つの方策としまして、学生が一定期間研修生として仕事を体験するインターンシップをしております。29年度は、現時点で5名の学生を受け入れております。

以上です。

(9番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 兼山悌孝君。

○9番（兼山悌孝君） ありがとうございます。大変どちらもいろんな対策を行っておられるようで、そんでもないかという思いはあるんですけども、みんなが、先ほどの観光立市郡上ではないですけども、目標を立ち上げて、足元から崩れていくことのないような形で、皆さんが協力し合って、人材を確保できるような形でいければ、未来は明るいんじゃないかなと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、兼山悌孝君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） これで本日の日程は全てを終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。長時間にわたり御苦勞さまでございました。

(午後 3時09分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 清 水 敏 夫